

594

4

594-154



1200501527104

河上仙翁

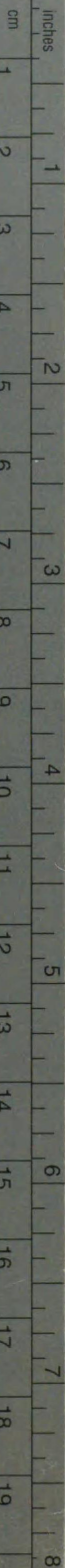


Kodak Gray Scale



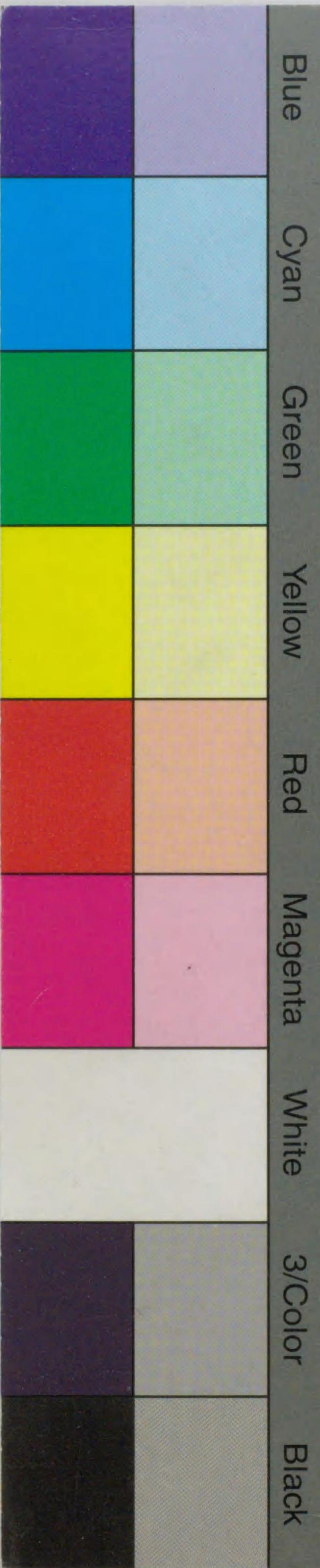
© Kodak, 2007 TM: Kodak


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak







錢屋五兵南直傳



594-154

自序

西國の史傳は記實を宗とす。是を以て一事と雖も、疑はしきは解き、誤れるは訂し、微を穿ち、細を拆ち、美事に屬するものも、攙入は之を削り、過失と雖も、實あれば必ず之を記して、其間寸毫の想像をも容さず。歴史は殘忍なりとの諺ある所以なり。東洋の史傳は是非を主とす。是を以て盡して汗さるる記實もありと雖も、大體に於て、惡を懲して、善を勸むる教化の具となし、微にして顯を尊び、志して晦を喜び、婉にして章を成すに誇る。蓋し西國人の、科學的剖解の天性は、後世に至れば至る程、益事實の真相を闡明せずんば已まずと雖も、東洋人の史傳を編する、自ら縛して、二千年前春秋の

筆法を超ゆる能はず。

韓愈曰く、春秋は謹嚴、左氏は浮夸と。己れ史官となるに迫んで、春秋謹嚴の筆法に囚はれて曰く。史家褒貶の大法、春秋已に之を備ふ、後の作者、事跡に據つて實録するにあれば、則ち善惡自ら見ると。其弊終に東洋の史傳をして、刑書と爲し、禮書と爲し、教誡の書と爲し、勸懲の書と爲すに至る。韓愈猶且然り、況んや其他をや。春秋の三傳、公羊、穀梁は、尹氏卒するを以て正卿となし、左氏は隱公の母となす、二は男子にして、一は婦人なり。後世史家、之を讀んで、輕々論じて曰く、傳聞何ぞ悉く信ずべけんやと。記實を輕んじ、是非を重んずるの餘寶、終に眞僞を等閑視すること此の如きに至る。孟子曰く、盡く書を信ずれば書なきに如かずと。東洋人の書を信

ぜざること、二千年來斯くの如し、宜なるかな、後の史傳が、詭譎縱横、荒唐無稽に滿つるをや。秦の始皇が、列邦の事蹟を悉く燼せしは、蓋し千古の卓見也。

日本の古史舊傳、亦春秋三傳の範疇を脱する能はず。權家の爲す所、惡事は必ず之を婉章に諱辟して知らしめず。刑死者の爲す所、善事と雖も、志晦以て不鬯ならしむ。天下萬世、之が爲に湮滅せる所の事實幾許ぞや。錢屋五兵衛の若きは、其最も甚しきもの、一なり。

加賀藩の五兵衛一家を刑するや、殘酷峻烈を極め、其人を醢にし、其子を磔し、其家を滅ぼし、其財を奪ふ。而も事實を問へば、曰く、公共的事業の爲に、魚を殺せしのみ、誤つて人命を損ぜしのみ。是を

以て、力めて事實を晦澁ならしめて、史傳の世に傳はらざるを虞へず。傳者亦浮夸荒唐の作法に馴れ、捏造虚構、一部錢五傳なる英雄譚、冒險記の模型生じて、五兵衛の眞實、永久湮沒す。

余や牙籌に親しむの人、文字を弄するの暇なし。然れども業務の爲に常に金澤に往復し、嘗て錢屋の子孫が祕藏せる、當時の資料を精査して、世の彼を傳ふるの、あまりに謬れるに驚き、謂へらく、誤謬斯の如きは、偉人を傳するの道にあらず、況んや却つて、其後世に遺せし殷鑑、教訓、模範の功を没するをやと。是に於て乎、自ら揣らず、筆を援つて此書を著はす。窃に謂へらく、一部の眞傳、之を記實としても正確を保ち、之を勸懲としても、或は後世を裨益するものあらんと。若し夫れ文章暢達せずして、佶屈齷牙なるは、余が専門

家にあらざる罪のみ、深く尤めずして可なり。

大正六年九月

松 風 嘉 定 撰

例言

一、本書は序文に於て告白せし如く、錢屋五兵衛一家の從來の謬傳に對し、其眞實を傳へん爲に、充分の調査を爲し、錢屋に傳はる重要書類を基礎として、著述せし書也。

一、從來錢五傳として世に傳はるもの、未だ公刊せられざるものに、前田侯爵家編輯方の編輯せし『錢屋五兵衛實傳』あり、公刊されしものに、石川縣人國府犀東氏の『錢屋五兵衛』同縣人桐生政次氏の『錢屋五兵衛』同縣人戸水信義氏の『錢屋五兵衛』あり、小説には渡邊霞亭氏の『錢屋五兵衛』あり、稗史には最近早稻田大學出版部より出版せし『近世實錄全書』第十七卷『錢屋五兵衛』あり、讀者如上の書と本書とを對讀せらるれば、庶幾くば著者苦心の跡を意會せらるゝものあらん。

一、斷定は決して獨斷を用ゐず、悉く證據書類によりて眞偽を鑑察す、從つて

引用の證據長きに過ぎ、往々讀者を倦怠せしむる嫌あるは、深く讀者に謝する所なり。

一、卷首添ふるに系譜二通を以てす、重複に似たりと雖も、其間に詳略あり、共に載せて完璧となす。

一、年月の數字は最も重大なり、二通の系譜、或は支梧する所ありと雖も、共に之を存するもの、亦著者が史實を重んずるの微意なり、請ふ諒せよ。

大正六年九月

著者識

遺稿の發表について

故人は金澤において二つの緒餘を試みた。一つは、古美術品に對する趣味の發揮である。もう一つは、錢五に關する記録や考證が甚しく杜撰にして、後世に謬り傳へらるゝは、偉人の靈を永久に辱かしむるものであると云ふので、真傳編述の業を起したことである。其志の存する次第は、著者の自序並例言において明かにされてゐるから、茲に蛇足を添へる必要はない。

斯くて本書は大正六年九月に編述を終り、故人は機を見て公刊し、識者の教を請はんと志を有してゐたのであるが、日夕多忙であつたがために、竟に其機會を失ひ、空しく筐底に藏してゐたのであつた。

故人は其後第七回國際勞働會議に我國資本側代表として參列し、任終へて後歐米各國を歴遊して歸朝した。當時故人は、歐米における見聞を記録し、之を公けにしやうとしたが、それも復た多忙の故に果さなかつたのである。

今回予等が故人の傳記を編纂するに方り、遺稿を此儘故人の筐底に藏し置くに忍びず、その稿本に對し聊かの加除添削を用ひずして、傳記と併せて公刊するに決した。故人にして若し世に在らんには、未定稿也として尙幾多の加除添削を必要としたであらうが、今はそれも叶はぬ儘に、世に出すのは、或は故人の志に反するかも知れぬ。

尙故人が嘗て世に公けにしようとしてゐたジュネーヴに使用しての見聞の一端は、別冊『松風嘉定』中『資本家代表としての國際的努力』の章へ、渡歐日誌の一節として掲ぐることにしたから、是亦遺稿の一つとして、閲讀あらんことを希ふ。

昭和五年一月

編纂委員識



(藏所家風松) 品來將しせ有所の族遺衛兵五



（藏所家風松）品來將しせ有所の族遺衛兵五

今回予等が故人の傳記を編纂するに方り、遺稿を此儘故人の筐底に藏し置くに忍びず、その稿本に對し聊かの加除添削を用ひずして、傳記と併せて公刊するに決した。故人にして若し世に在らんに、未定稿也として尙幾多の加除添削を必要としたであらうが、今はそれも叶はぬ儘に、世に出すのは、或は故人の志に反するかも知れぬ。

尙故人が嘗て世に公けにしやうとしてゐたジュネーヴに使用しての見聞の一端は、別冊『松風嘉定』中『資本家代表としての國際的努力』の章へ、渡歐日誌の一節として掲ぐることにしたから、是亦遺稿の一つとして、閱讀あらんことを希ふ。

昭和五年一月

編纂委員識



一松角日 文張
 各令取捨別之河間並張高橋上
 諸口實正史之生五年
 推其日有河武格石家刻
 中排代彼每箇月二相海
 方其證交也件
 享和三年七月 御書
 後記

中個國紙教授河
 條之進上故通只者
 形之紙亦備有具也
 之如前之傳學動也
 二相心博交

順極印

一石極印去之河浦之相

之紙紙難教相河波紙

之各号之極印亦復

但極如之有之之極

極中之之令之進之也

一新並本他之實入

浦之之令同下相下

所之通本波以之相海

在幸有 御書

一備本相見也

全

在幸有 御書

在幸有 御書

在幸有 御書

在幸有 御書

在幸有 御書

在幸有 御書

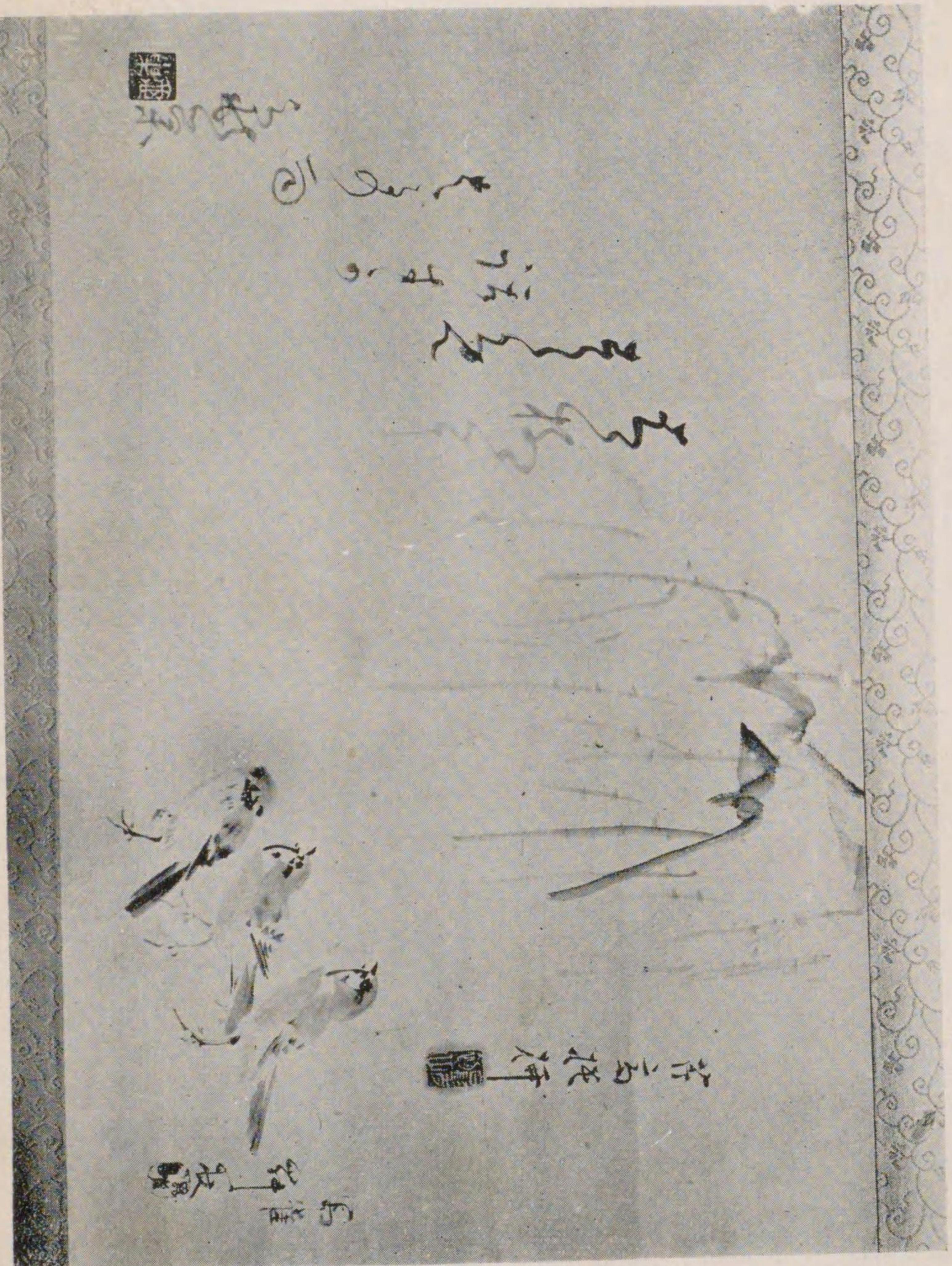
在幸有 御書

在幸有 御書

在幸有 御書

在幸有 御書

在幸有 御書



懐詠の(巢龜)衛兵五

花

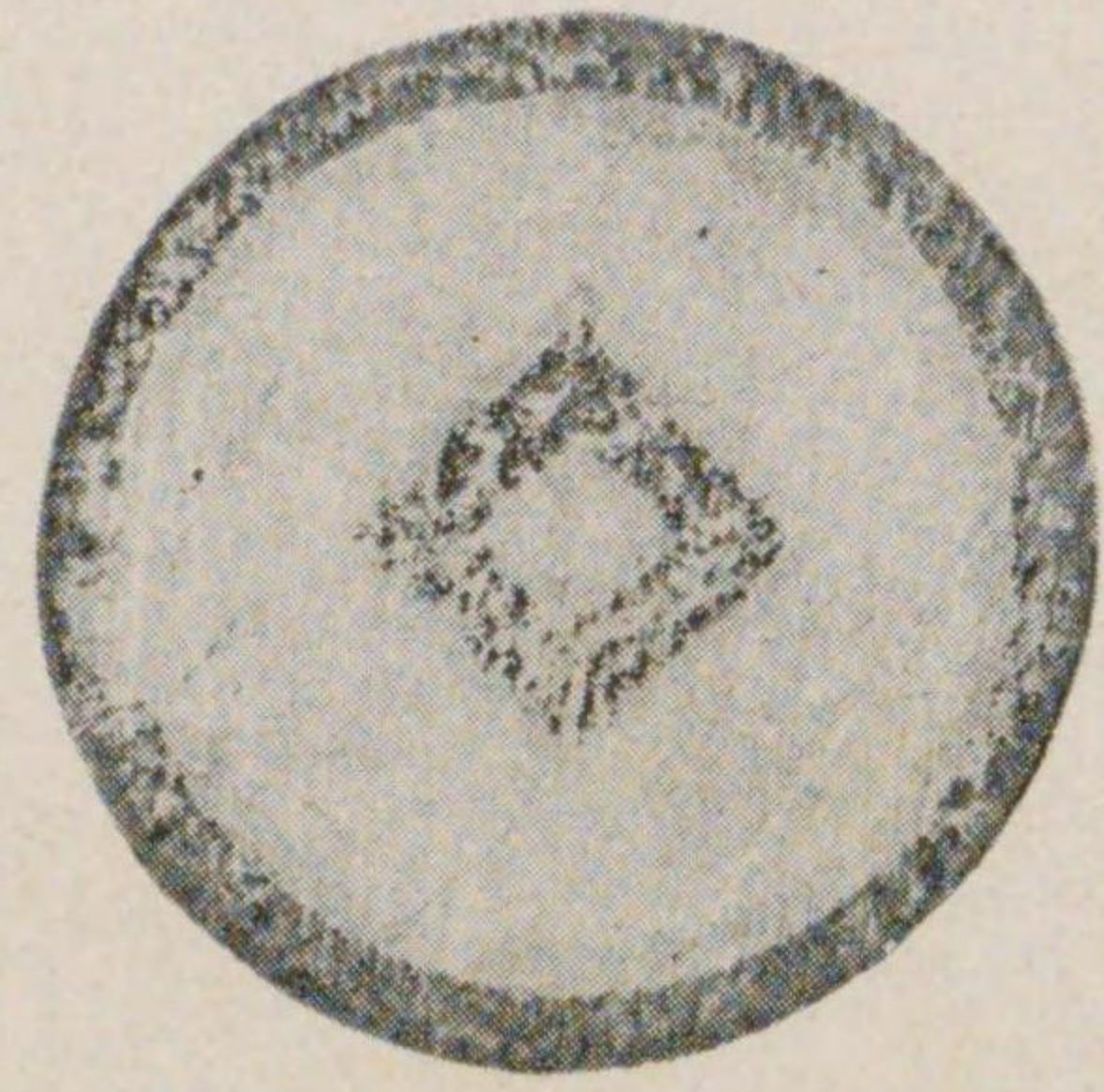
錢屋一門の風騷

上 五兵衛
中 息 喜太郎
下 孫 千賀女

Handwritten calligraphy on a small slip of paper, including the character '葉' (leaf).

Small handwritten note or seal at the bottom left of the page.

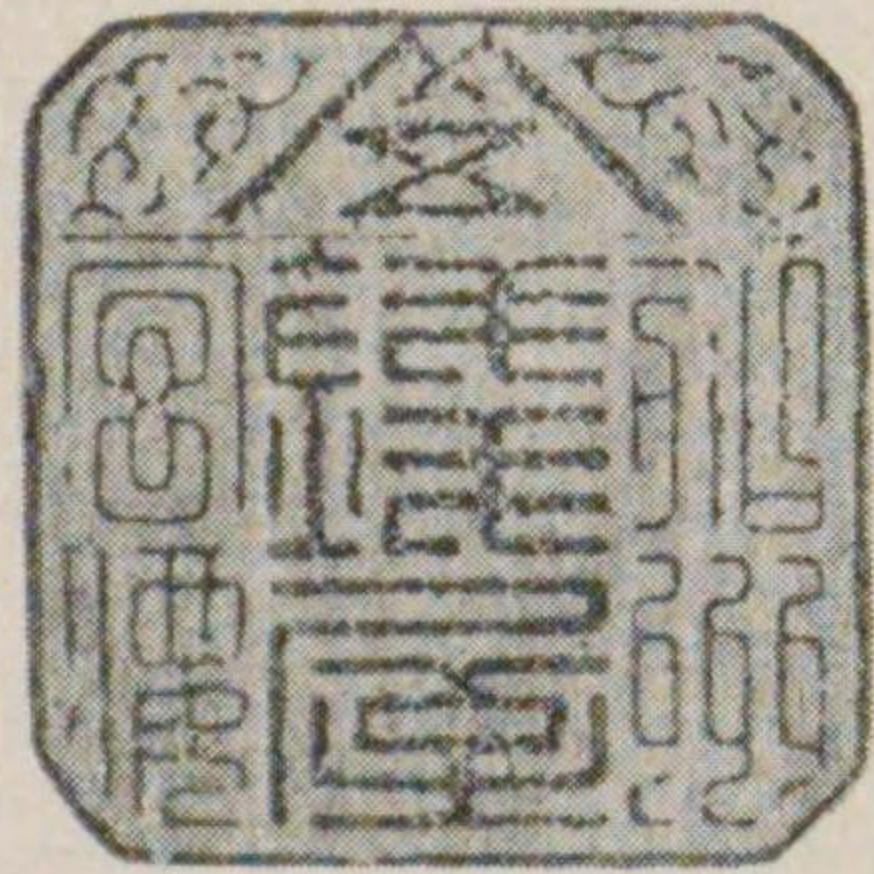
Large handwritten calligraphy on a slip of paper, including the name '千賀' (Chika).



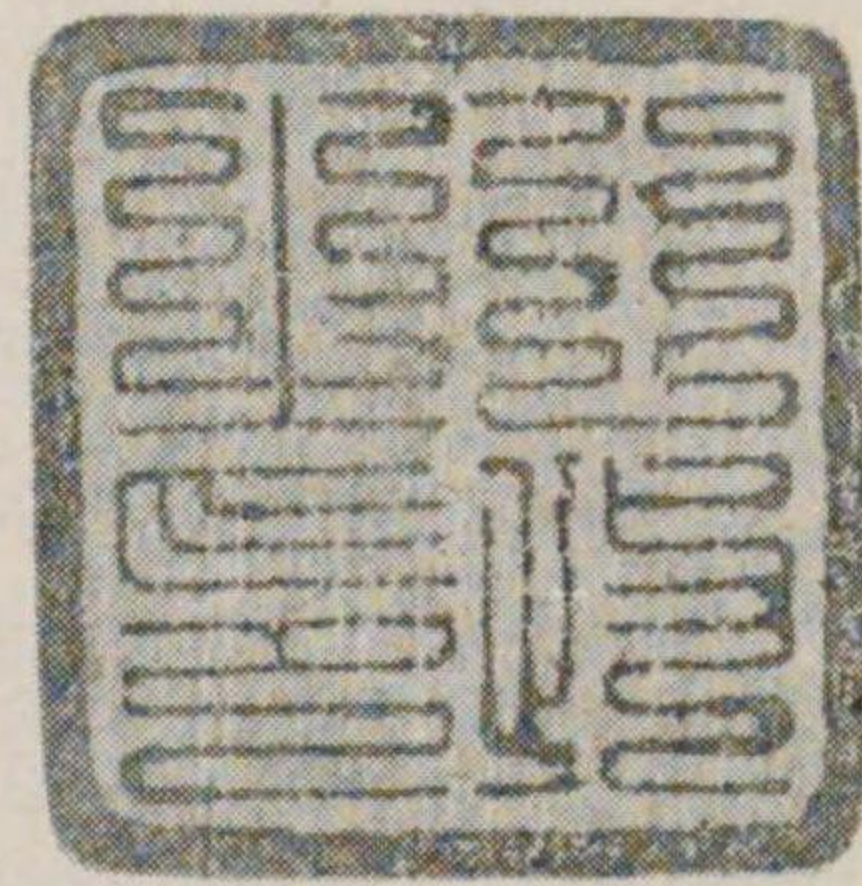
印 燒



印 小



判 切 仕



用 店

印の用使衛兵五

錢屋五兵衛系譜 (其一)

善兵衛
 寛文三年三月十六日病死
 (初代)
 吉右衛門
 元祿元年二月十六日病死
 (二代)
 徳兵衛
 寶永三年七月十一日病死

(三代)
 市兵衛
 享保七年正月九日病死

(四代)
 三右衛門
 享保十年正月三日病死

(五代)
 五兵衛
 寶曆五年八月五日病死
 武右衛門
 善六
 きち

(六代 養子)
 與三兵衛 本家子孫現存
 天明五年九月十一日病死
 分家 實子 初代
 五兵衛
 文化八年二月五日病死

(二代)
 五兵衛
 嘉永五年十一月二十二日病死

さよ
加右衛門
與助
とよ

六郎右衛門
文政十三年十一月二十二日病死
又五郎 (如休)
弘化三年十一月二十二日病死

まさ
錢屋與三八方に嫁す

つる
文化十一年正月六日病死

俗名不詳 (法名孝顯二十七世大春棟全大和尚禪師)

喜太郎 (三代)

元治元年五月二十九日自刃

しげ
小倉治助に嫁す

せい
小竹屋善兵衛に嫁す

佐八郎 (四代)
慶應二年六月二十三日病死
のぶ
文政五年四月二十三日病死
とし
竹多三郎兵衛に嫁す
要藏
嘉永六年十二月十三日磔刑
りう
分家又五郎三男茂助を養子とし
金澤堤町へ分家す
吉藏
文政十年九月十九日病死

ゆき
天保十三年十二月二十六日病死
ちか
文久二年六月二十三日病死
常五郎
弘化三年九月四日病死
余三郎 (五代)
明治三十六年八月三十日病死

ちか (六代)
高岡市に現住す

錢屋五兵衛系譜 (其二)

○は前の系譜と相違の印

(清水ち加に傳はる過去帳に據る)

元祖 市兵衛(釋宗甫) 元祿元年戊辰二月十六日死す

六代目 五兵衛(釋宗誓) 文化八年辛未六月五日七十歳にて死す

同妻 やす(釋尼妙智) 文政元年戊寅六月十八日死す

七代目 五兵衛(釋宗啓) 安永二年癸巳十一月二十五日生

(六代目五兵衛の嫡子) 嘉永壬子十一月二十二日八十歳にて卒死

同前妻 俗名不明(釋尼妙壽) 享和三年癸亥五月十五日死す

松任小川屋次郎兵衛娘 子なし

同次妻 いち(釋尼智誓) 寛政十二年庚申五月二日死す

根布屋長左衛門娘 與三八の妻貞勇の母 孤

第三次妻 はさ(釋尼妙順) 嘉永七年甲寅七月二十三日六十八歳にて死す

はす(五兵衛の長女) (釋尼貞勇) 天保七年丁酉正月二十一日三十九歳にて死す
次妻 いちの腹に生る 與三八に嫁す
はる(五兵衛の次女) (釋尼證榮) 文化十一年甲戌正月六日八歳にて死す
第三次妻 まさの腹に生る
孝顯二十七世大春棟全大和尚禪師 嘉永三年庚戌二月十四日没す
國君菩提所福井孝顯寺
大僧都住 まさ始め外嫁の節の長男

八代目 喜太郎(五兵衛) (釋宗貞) 元治元年甲子五月二十九日自刃す、時年五十六

きわ(嘉太) (釋尼妙順) 明治二十七年十一月十七日七十九歳にて死す

本吉明齋屋次兵衛の娘(次兵衛は弘化三年七月二十二日死し母(名は不明)は嘉永六年十月二十五日死す)

まげ(五兵衛の三女) 金澤小倉屋次助に嫁す

せい(同四) (釋尼專教) 小竹屋善兵衛に嫁す

佐八郎(同二) (釋宗繼) 慶應二年六月二十三日死す

てい(佐八) 金澤尾張町松田東英娘

九代目

余三郎	常五郎	千賀	ゆき	吉	う	要	と	の
(釋玄領)	(男同三)	(同次)	(嘉太郎長女)	(男同四)	(同七)	(男同三)	(同六)	(同五)
幼名余計松、明治三十六年卯八月三十日五十五歳にて死す	(釋宗圓)弘化三年丙午九月四日四歳にて死す	(釋尼妙音)文久二年戊六月二十三日二十六歳にて死す	(釋尼智信)天保十三年寅十二月二十六日十歳にて死す	(釋宗信)文政十年亥九月十九日四歳にて死す	堤町へ分家せる又五郎の三男に娶す 明治十九年十二月二十一日死す	(釋宗遵)嘉永六年癸丑十二月十三日刑死、時に年三十三 寺中出村に住す(興三入より離縁)	本吉竹多三郎兵衛に嫁す	(釋尼智榮)文政五年午四月二十三日五歳にて死す

目次

緒言.....一

第一章 天明以後の國勢——押へ切れぬ澎湃たる世界の風潮.....三

第二章 大膽な血の源は——錢屋の先祖は武士の裔.....九

第三章 十七の年に組頭——餅賣も嘘、木谷の奉公も嘘.....一七

第四章 本業は質屋醬油材木屋——三十九までは却つて平凡.....三三

第五章 干鯉解禁は附會の事實——錢五は決して山師にあらず.....四〇

第六章 質流れの小舟から常安丸——五兵衛の大活動は御用船以前也.....五一

第七章 新智識と其指導者——本多利明と大野便吉.....七七

第八章	錢屋の取引はこんなもの——九萬里程税駕の概あり……………	八三
第九章	これが漂流の真相か——米國説は好事家の想像……………	二九
第十章	晩年の樂みは十七文字——錢屋一家の風流韻事……………	四二
第十一章	松任染の盛衰——これも密貿易の史料なり……………	五九
第十二章	驚天動地波除新開——人の親の心は闇にあらねども……………	六五
第十三章	千丈の堤も蟻の一穴——疑獄動機は石灰中毒……………	八三
第十四章	悲絶慘絶の大疑獄——孝子千賀女の哀訴慟哭……………	九二
第十五章	没收された家産の數々——陶朱猗頓もこれほごあるまい……………	一三三
第十六章	事件後の錢屋は有福——矢張り古河に水絶えず……………	一四五
結論	……………	一六一

錢屋五兵衛眞傳

松風嘉定著



言

封建鎖國の世に當りて、加賀の豪商錢屋五兵衛が試みし航海と貿易は、幕府三百年の頑夢を側面より覺醒せし一大快舉にして、朱印船禁止以後初めて日本の商權を世界的に進展せしめし先驅也。従つて之に關する傳記世に少なしとせず、稗史あり、小説あり、講談あり、之を讀むに率ね暢達適快ならずんばあらず。雖も、然れども稗史や、小説や、講談や、悉く流俗の俗趣味に投ぜん爲めに、婦女子の好奇心を充たさん爲めに、空中に樓閣を建て、無中に有を生じ、竟に五兵衛の眞面目と時代の情態を窺ふ能はざらしむ、中に就て、多少事實に據れりし稱せらるゝ、渡邊霞亭の『錢屋五兵衛』眞確にして信を措くべき著なりといは

る、前田侯爵家編輯の『錢屋五兵衛實傳』、國府犀東の『錢屋五兵衛』、桐生悠々の『錢屋五兵衛』、水戸信義の『錢屋五兵衛』等を見るも、遺憾ながら其完璧を發見する能はざるのみならず、霞亭の著は純然たる小説にして、目的已に研究にあらず、其他の書、研究頗る努めたるを見るも、雖も述べて詳かならざるあり、語つて詳しからざるあり、更に從來架空の傳説を探りて、直ちに史實とせし所鮮少ならず、是に於て乎、錢屋の事實永久に隠れて、世竟に一人の其實を傳ふるものなし、予は實業の天職に多忙を極むるもの、豈考證家を以て任ぜんや、然れども生平錢五の不遇を憐み、其遺事を調査すること茲に幾年、微を探り、細を尋ね、彼に關する史實と資料は、斷片寸鱗と雖も、敢て漏さず、悉く之を蒐集して、料らずも山積するを得たり、試みに之を整理し、之を次第して、世上傳ふる所の多くの錢五傳なるもの、誤謬多くして、眞傳未だ公にせられざるを知る、豈これ日本史傳界の一大缺陷にあらずや、これ敢て自ら揣らず、此書を著はし、日本實業界の爲め、史傳界の爲に、錢五の眞面目を公けにし、一は青年の企業心を鼓吹し、一は歴史の參考に供せん、と欲する所以也、記する所の事實繁を厭うて、或は引用書目を掲げざるこゝあるべし、然れども予の説く所、決して孟浪杜撰にあらずるは、深く讀者の諒解と信用を求むる所以也、文の拙なる如き請ふ暫く之を尤むる莫れ。

第一章

天明以後の國勢

押へ切れぬ澎湃たる世界の風潮

足利氏の季世、紀綱亂れて麻の如く、個人能力の發現高調に達せし時、我が西南邊陲の士民、扁舟に棹して、東南支那海の波濤を蹴破し、或時は漫々たる海上、一點青螺の蔭に潜み、卒然出で、往來の船舶を劫掠し、或時は荒涼たる北東信風に乘じて、八幡大菩薩の旗を翻へし、舳艫相衝みて沿海の港灣に侵入し、螺を吹き、胡蝶の陣を張り、日本刀を翳して突貫し、以て剽掠の目的を遂げ、江南一帶の子女をして、戰慄倭寇の二字を聞けば、啼く兒をも止まらしめし當時は、獨り朱家の子女を脅掠するのみならず、遠く南洋に向ひて、東京、安南、交趾、呂宋、柬埔寨、暹羅より馬來半島、瓜哇、ボルネオに至るまでも、通商區域を擴張し、到る處敢爲の氣象と優秀なる武力を示して、あらゆる民族を威壓せし結果、足利政府の外交難を醸して、勘合符を發行せしめ、却つて天文以後、西國諸侯の貿易を激成し、偶ま歐洲新進諸國が、東洋

に植民政策を執るに至りしに内外相應じて、對外思想の向上は、豊徳二氏の朱印船制度となり、國富文化、駸々乎こして進まんこせしが、端なくも、西班牙の布教政策が、其吞噬の野心を暴露せしにより、忽ちにして徳川政府の鎖國令となり、島原の亂を経て、寛永十五年嚴重なる命令の下に、日本は永く東洋の華胥國として、世界の進歩より分離孤立するに至りぬ。爾來昇平二百年、幕府の積威は全國を壓して、内に叛を圖る諸侯もなく、外に邊境を窺ふ敵國もなし、内外昌平、上下又安、自ら足るに甘んじて、殷富繁昌を稱し、國家が世界より退化しつゝあるを知らず、然れども、澎湃たる世界の洪濤は、太平洋の彼岸なる此島帝國にまで押し寄せずんば、已まざるは、自然の趨勢にして、錢屋五兵衛が恰も此時を以て生れたるは、其齎らせし使命より見て、天意の存する所を見るが如きものあり。

惟ふに後桃園天皇安永元年は、御代萬世に歌はれし千代田の城の礎も、漸く白蟻の喰ひ入る所となりし、十代將軍家治の治世にて、奸吏田沼意次老中となりし年なり、五兵衛實に其十一月二十五日を以て、加賀宮の腰に呱呱の聲を揚ぐ。

彼が五歳の年、即ち安政五年は、北米合衆國が獨立を宣言せし年にして、此一舉忽ちにして歐洲全土を覺醒に導き、天明六年、田沼意次退けられ、將軍家治薨去し、國內漸く多事なら

んこする頃は、露人已に北海道擇捉に居住して、露艦亦北海に出没す、是に於て志士稍々北門警備の忽かせにすべからざるを説く者あり、民間の先覺者林子平、海國兵談、三國通覽を著はして、日本と列國との地理的關係を説き、又外寇に處すべき海防的意見を吐露す。

關老松平定信は徳川十五代を通じての賢相なるも、彼が寛政四年を以て、林子平を禁錮し、其著書の版を焚きしは、偏見固陋といはざるべからず、此年露國の使節ラツクスマン根室に來り、我が漂民を還し、互市を乞ふに至つては、何等皮肉の對照ぞや。

寛政八年、海上隨鷗の對譯辭書ハルマ和解成る、同十二年より伊能忠敬經緯によれる實測日本地圖の作成に従事し、十八年の後完成して幕府に獻す、有名なる近藤重藏が擇捉に於て露人建つる所の十字架を倒し、『天長地久大日本國』の標柱を建てしは實に寛政十二年なり。

文化元年露國の使節レザノーフ長崎に來り、國書を呈して互市を乞ひ、往年ラツクスマン會談の約を追ふ、二年幕吏長崎に赴き、露使に會して不許可の旨を告ぐるや、露人大に憤り、翌三年露艦蝦夷に寇して恫喝す、此年米船亦長崎に來りて互市を乞ふ、四年こもなれば、北邊の警報益急を告ぐるにより、若年寄堀田正敦蝦夷を巡視す。

文化五年、英船長崎に來りて暴動し、奉行松平康英責を引いて自殺す、幕府も今は儉安苟且の夢を貪る能はず、沿海各地に砲臺を築き譯官をして露英の國語を學ばしむ、間宮林藏が樺太及び黒龍江沿岸の大探險を爲せしは實に此年なり。

文化八年、露船チャーナ號北海道國後に來る、我が戊卒、前年の復讐を稱して艦長ロウイン等數人を拘禁し、之を松前に抑留す、露人大に怒り、九年我が商人高田屋嘉兵衛が、擇捉より松前に歸航中なるを海上に捕へ、之をカムチャツカに拘禁す、而も嘉兵衛が兩國平和の爲に大に努むる所ありしにより、露人をして向後海岸侵掠の暴舉なきを誓はしめて、露囚を放還し、久しく結んで解けざりし日露間の確執を解決せしは、實に兩國間の幸福なりき。

文化八年、大槻茂賢蘭書を譯述し、同十三年蘭學凡論を著す。

仁孝天皇文政元年、英船浦賀に來り、六年獨逸人シイポルド長崎に來りて醫學を講じ、七年足立左内露西學筌蹄を著す。

文政八年、幕府は打拂令を發し、沿海の諸藩に令して、外船の岸に近づくものあらば、事情の如何を問はず、悉く之を撃退せしむ、此命令によれる最初の被害者は米船モリソン號なり、天保八年同船が我が漂民を送りて浦賀に來るや、此打拂令によりて砲火を浴せかけら

れ、岸に近づくこと能はず、尋で鹿兒島灣に入りしも、亦砲撃さるべき氣勢なりしを以て、同じく使命を果す能はざりき。

幕府が斯くの如く、無謀なる打拂令を墨守して、策の得たるものこなしつゝ、ある時、天保九年、西隣なる清國は英國と戦ひ敗れ、五港を開き、且つ香港を割讓せり、隣國の此慘狀を目視せる志士、豈一日も枕を高うして眠るべけんや、渡邊華山、此年を以て慎機論を著し、高野長英も亦夢物語を作り、共に海外の形勢を説きて、幕府の打拂令、其當を失せるを指摘せる爲め、端なくも鳥居耀藏等守舊派の陥るゝ所となり、翌年無慘の死を遂ぐるに至れり。

かくて幕府は益々内志士の口を箝し、外海防を嚴にして文政強硬令を維持せんとし、小田原佐倉二藩に令して房總の守備を修めしめ、江川坦菴をして浦賀の沿岸を測量せしめし、大勢の推移に顧る所やありけん、天保十二年、砲術家高島秋帆を召して、洋式砲術を垣菴等に授けしめ、内部の改善を圖るゝ共に、天保十三年、外船の漂泊し來るものには薪水食料を與へて退去せしめ、若し禍心を包藏する疑あらば、臨機砲撃すべきを令せり、これ文政打拂令を改めて、再び寛政の舊時に立返れるものにして、開國論者の先見を證せるものこいふべく、是等の先覺者が、海外智識を提供して、當局者を刺戟したる功績や至大なりこい

はざるべからず。

已にして年弘化に入りて外事愈々滋きを加へぬ、元年和蘭國王書を幕府に上り、西洋諸國不日來航すべきを説きて開國を勧め、箕作省吾、坤輿圖識を著はして幕府の反省を求む、幾もなくして英船佛船相繼いで琉球に來りて互市を乞ひ、米船亦浦賀に來り、漂民を返して互市を請ふ狀、宛も旭日既に東天に高くして、尙安眠を貪れる人の門戸を叩くに似たり。然る後孝明天皇嘉永六年米國水師提督ペルリ、大統領フイルモアの命を受け、軍艦四隻を率ゐて浦賀に來り、正式に通商貿易を請求し、露國の使節フーチャチン、亦長崎に來りて同く乞ふ所あり、上下震駭、舉國狼狽、忽ちにして國論の沸騰となり、志士の奮起となり、安政の疑獄となり、櫻田の凶變となり、海内鼎沸して幕府瓦解し、維新の大業成就して開國進取の國是確立す。

錢屋五兵衛は此間に生れて、此間に活動しつゝ、米使ペルリが來りし前年、乃ち嘉永五年十一月二十二日卒死したりし也。

第二章

大膽な血の源は

錢屋の先祖は武士の裔

昔し仲尼、易の乾爲天を贊して曰く、天行は健なり、君子以て自彊息まず、蓋し天の剛健にして屈せざる所以は、動いて息まざるを以て也、已に動いて息まず、是を以て萬物雜然、各職を得て亂れず、其光り日月、其文星辰、其威雷霆、其澤雨露、皆地球の動より生ずるにあらずや、動にしてなからんか、塊然たる者、將に腐壞して自持する能はず、況んや以て能く萬物を御せんや、更に況んや人にして活動を知らずんば、死者に殆ど一なるをや、蓋し人の勝敗は活動の多寡に正比例す、最大の活動を繼續するものにして、初めて國利民福を増進す、明治大帝戊申の詔にのたまはずや、『華を去り實に就き、荒怠相誠め、自彊息まざるべし』と。

自彊息まざらんには何事を爲すべきか、曰く三寶に従事すべし、昔、太公、文王に告げて曰く、大農、大工、大商、これを三寶といふ、農、其郷を一らにする時は穀足り、工、其郷を一らにする

時は器足り、商其郷を一らにする時は貨足る、三寶各其處を安んじて、民乃ち慮らず、三寶完くして國安し、然らば即ち小にして齊家、大にして治國、平天下は三寶を以て首とするにあらずや、而も三寶は活動にあらずんば得べからず、故に范蠡之を用ゐて國を富ませ、家を富ませ、後世富をいへば必ず陶朱公を稱す、壯士軍にあり、攻城野戰、湯火の難を避けざるは重賞の爲のみ、閭巷の惡少年、攻剽劫奸、法禁を避けず、死地に走ること、鶩の如きは財用の爲のみ、美人阿嬌、目挑心招、老少を擇ばざるは富厚に奔らん爲のみ、戈射漁獵、猛獸を恐れず、博戲馳逐、風俗を壞り、吏士の往々舞文弄法、刀鋸の誅を避けざるまで、百般の事皆悉く富貴を求め、貨財を得んが爲にあらずして何ぞ、之を大用し善用する、小用し悪用すること、の榮辱休戚の分水嶺たり、雖も善き活動の大用は國富の基也、錢屋五兵衛の如き、當時は國法に處せられたり、こはいへ、今より見れば、之を大用し善用せし偉器にして、自彊息まざる國士の風あるにあらずや。

已に國士の風あり、其血の源は日本武士の結晶ならざるべからず、試みに從來傳ふる所の傳記を見れば、口を揃へて曰く。

『錢屋五兵衛は加賀國石川郡宮腰浦（金澤城下より二里許瀕海の地なり今は金石といふ）の船商なり、其先は同國能美郡

清水村の農にして、五兵衛より七世の祖を市兵衛といふ、始めて宮腰浦に移居し、金錢兩替を以て業を爲す、故に人皆之を呼んで錢屋といひ、遂に之を以て家號を爲すに至れり、本號は則ち清水屋、姓は橘氏、市兵衛より五世の後を五兵衛といふ、初め子なきが故に養子を以て嗣を爲す、既にして男子を生み、彌吉郎と名く、是に於て資産を分ち、彌吉郎をして別に一家を成さしむ、彌吉郎後に父の名を襲ぎ、五兵衛と改稱す、是れ第二の五兵衛なり、第二の五兵衛より始めて船商を以て家業を爲し、南部津輕松前函館江刺等各地に回航す、こいへり、第二の五兵衛子あり、茂助と名く、家を嗣ぐに及び、又五兵衛と改む、是れ第三の五兵衛なり、夫の世に喧傳せる所の豪商、錢屋五兵衛なる者は、即ち是なり、茂助の弟、又五郎、又五郎の子、橘芳齋と號し、醫を業とす、こいふ、故に所謂錢五なる者、本末兩家あり、而して本家は既に他姓の繼ぐ所となり、其血統を絶ち、家祖市兵衛の正系は、獨り末家に傳へ、第三の五兵衛は實に市兵衛より七世の孫なり。

これ前田侯爵家編輯方に於て、明治二十六年頃、に編纂せし傳記の説なり、國府犀東の説も、文章こそ異なれ、全然此説を踏襲したり、桐生悠々の著も亦全然此傳説に據れり、獨り渡邊霞亭の小説のみは

『眞の家號は清水屋、本姓は橘、以前は槍一筋の主であつたを申します』

さて錢屋の先祖を武士とせり、霞亭は何によりて武士といひしかは知らねど、從前所傳の祖先農夫説に反せる所、確に一異彩を放てりといはざるべからず、唯彼が七代の祖を市兵衛なりといふに見れば、祖先武士説も正確なる資料によりしにあらざるかを疑はる。

而も錢屋の先祖は農にあらずして武士也、今試みに諸書の誤を訂せば、(一)錢屋喜太郎より八世の祖、即ち五兵衛より七代の祖は、諸書の所謂市兵衛にあらずして、吉右衛門といふ人なり、(二)其出處に就ても、諸書は悉く清水屋といふ屋號より推測して、加賀國能美郡清水村の百姓とせり、實は吉右衛門は、能美郡山上の郷に居住せる武家の末流宗休といふも、一子也、正保年中清水村長徳寺、金澤表へ引越せしにより、出府逗留の内、折々宮腰へ行き、錢屋五兵衛なるものと知音あり、寛文の頃、宮越に移り、亦錢屋と唱へたるものにて、清水屋と稱せしは傳説に止まり、眞偽甚だ疑はしく、已に清水村の百姓にあらず、清水屋の屋號亦疑はしく、祖先は市兵衛にあらずして、吉右衛門なりとすれば、從來傳ふる所の諸書の説は全然無根也。

余輩豈辯を好んで、空中に樓閣を建て、有を以て無となし、無中に有を生ずるものならん

や、最も精確なるべき筈なる、五兵衛の曾孫清水知加女に傳はれる由緒一類書上申帳を轉載し、以て言の誤らざるを證せん。

天保九年九月

由緒一類書上申帳

貯用銀裁許棟取錢屋

喜太郎

一貯用錢裁許棟取

歳三十歳

錢屋喜太郎

諸算用聞上役

横目役

御能方主付

横目肝煎當分兼帶

私儀文政八年中川外記様御役中、諸算用聞上役並貯用銀裁許見習被仰付、同九年右本役被仰付、同十二年高島右門様御役中、御能方被仰付候、天保七年神尾主殿様御役中、非常の就凶作困窮の者共等御救方被仰付候に付、米錢等調達方被仰付候、且去酉年春所方用米拂底に付、一作用米方取縮役被仰付、出米買調方並御印米代等、銀子調達方都而私に被仰

付相勤申候、同年三月横目被仰付候、將又當戊正月、貯用銀裁許棟取被仰付、同月横目肝煎當分兼帶被仰付、難有相勤罷在申候、但天保四年金澤町引替所札尻被仰付候、同五年於御役所御戴紙を以て建中紬二反拜領被仰付候、且又同七年、御用銀被仰出候、御趣意奉恐察、打割被仰渡、無御坐以前、謹而先年の割合より銀高餘計奉指上度候段、奉願上候所、御聞届之後、奇特之事に思召被及遊御達、御聽にも候段、御年寄中様よりの御書立、御奉行所へ御呼立にて被仰渡、難有冥加至極に存候、當時船商賣並問屋質商賣仕來、同姓當時與三八六代目にて分家仕候てより、私迄三代相續仕候。

元祿元年二月十六日病死

一八代之祖

吉右衛門

右吉右衛門儀能美郡山上の郷居住仕候武家之末葉宗休三申者之一子にて正保年中清水村長徳寺金澤表へ被引越候に付、出府仕、逗留之内折々宮腰へも罷越候に付、錢屋五兵衛三申者知音を以、寛文之頃當所へ引越居住仕候に付、錢屋三唱候由申傳に御坐候。

寶永三年七月十一日病死

一七代之祖

徳兵衛

享保七年正月九日病死

一六代之祖

市兵衛

享保十年正月三日病死

一高祖父

三右衛門

寶曆五年八月五日病死

一會祖父

五兵衛

右五兵衛儀、御作事所竹御用並材木御用相勤罷在申候。

文化八年二月五日病死

一祖父

五兵衛

右五兵衛儀、會祖父五兵衛嫡子に御座候所、從弟與三兵衛相讓、明和元年分家仕家業醬油並質船等商賣仕罷在申候。

一實父

五兵衛

右五兵衛祖父五兵衛實子御座候所、寛政三年伊藤故權五郎様御役中、地子町組合頭罷仰

付、享和元年玉井故主馬頭御役中、本町組合頭被仰付、同三年松原安左衛門様御役中、枇棟取役肝煎並被仰付、文化八年脇田故善左衛門様御役中、銀仲棟取被仰付、文化十一年兒玉故孫左衛門様御役中、諸算用聞上役並貯用銀裁許加役御能方主付諸相場聞合所棟取被仰付、同年土肥權六郎様御役中、御仕法替にて役名御改、銀辻役並勘定方助役与被仰渡候處、文政五年土肥故三左衛門様御役中、諸算用聞上役並貯用銀裁許与如以前被仰渡相勤來申候、文政九年中川外記様御役中、御算用場に御呼立、商賣方致出精所方潤にも相成、且者御用銀も隨一に指上候旨、御年寄中様にも被仰及御達至候趣等、結構之御書立奉頂戴候其砌

金龍院様御廟前御備之石燈籠等宮腰浦に着船之節、都而持運人足賃等及御冥加奉指上候に付、被及遊御達

御聽にも候趣、前田土佐守様よりの御呼立を以被仰渡、冥加至極奉存候、將又天保六年御算用場より御領國權役調理方被仰付、每歲他國出津、千石宛頂戴仕候、文政十一年高島右衛門様御役中、右算用聞上役並貯用銀裁許御能方主付とも御免許御願申上候處、御聞届にて、同年十二月御呼立、公の役向御用にも相立、且者商賣方之儀に付、所方爲にも相成候

趣、結構成御書立を以、白絹一匹拜領、役人格被仰付候、將又文政十二年より御算用場御用相勤申に付、折々晒布金子等拜領被仰付候、然處去酉八月於御引替所、不時御用等被仰付候砌、御用立候趣を以、白銀二枚拜領被仰付候、其上同年十一月右御役所御用取次役並御内密御用兼帶被仰候折に拜領等も被仰付難有相勤罷在申候。

一、宗旨者一向宗、寺者金澤長徳寺且那御座候。

一 類 付

一 父

五兵衛

金澤松任屋彌助姉

一 母

まさ

本吉明翫屋次兵衛娘

一 妻

きわ

一 娘

ゆき

金澤小倉屋次助妻

一 妹

しけ

一同 右私由緒一類付書上申候以上
 一同 友次郎
 一同 同
 一同 錢屋又五郎弟 德次郎
 一同 長沖屋宗兵衛妻 やす
 一同 加四郎
 一同 同
 一同 五郎吉
 一同 同人弟 左五郎

錢屋
 喜太郎

一從弟 錢屋 又五郎
 一同 與十郎
 一甥 同
 一同 錢屋與三八伴 要藏
 一同 金澤松任屋 彌助
 一伯父 錢屋又五郎隱居 如休
 一同 同
 一妹 同
 一弟 同
 一妹 同

當所小竹屋善兵衛妻

せい
 佐八郎
 り
 う

天保九年九月
御奉行所

是れ天保九年九月湯池平馬在役中、五兵衛の長男喜太郎が自筆を以て奉行所へ差出せし由緒書の下書なり、豈其祖先が吉右衛門にして、武士の裔たる明證にあらずや、更に其前年同人の本案錢屋與三八が差出せし由緒書をも録して、其祖先及び本分兩家の關係を明かにすべし、五兵衛の子にして河北瀉疑獄の首魁として磔刑されし要藏は、實に此本家へ養子に行きたりし男なり。

天保八年酉十一月

由緒一類書上申帳

貯用銀裁許棟取並

錢屋

諸算用聞上役

與三八

加役御能方主附

年四十八

一、私儀文化五年御奉行所脇田善左衛門様御在役の砌諸算用聞上役並貯用銀裁許蒙仰同八年御能方主附被仰付候然所文化十一年土肥權六郎様御在役中、勘定方御役所初而

被仰渡候其以前者貯用銀裁許御用向、多分面々宅に而諸事取扱仕、諸算用聞上役に而式日に一人宛替々出座仕候所御仕法御改私共役名銀辻役並勘定方助役與被仰付候、夫より式日毎に出座取扱仕候其節調記方等仕法都而私に被仰渡候、其後文政六年土肥三左衛門様御在役、右役名如以前被仰渡候處、天保七年十二月貯用銀裁許棟取に被仰付、每歲銀五枚宛被下難有相勤居申候、且去申年就凶作斯方用米支當春一作用米方之縮役蒙仰候、私家相續之義當時八代に御座候。

元祿元年二月十六日病死

一八代祖父

吉右衛門

右吉右衛門義能美郡山上之郷に居住仕候、武家之末流に而宗休與申者之一子に御座候處、正保年中清水村長徳寺金澤表に被引越候砌、執持方に出府仕、數年逗留之内宮腰に罷越候由に而、當所錢屋五兵衛方懇意に相成、其知音を以、寛文之頃當所引越居住仕候に付、錢屋與唱候由申傳候。

寶永三年七月十一日病死

一七世祖父

徳兵衛

享保七年正月九日病死

一六世祖父

市兵衛

享保十年正月三日病死

一高祖父

三右衛門

寶曆五年八月五日病死

一會祖父

家業材木竹商賣

五兵衛

但御作事所竹御用並御材木常御用相勤候當時私迄代々御召上御用被仰付候。

天明五年九月十一日病死

一祖父

與三兵衛

但前田平馬様御在役の砌組合頭蒙仰、天明五年迄相勤申候。

文化四年正月二十三日病死

一亡父

與三八

但故與三八儀、天明五年野村與三兵衛様御在役之砌組合頭被仰付、寛政六年伊藤權五郎様御在役之砌、御能方主付被仰、同八年右御舞臺就御再建、御普請方主付蒙仰、寛政十

一年米方等賣買主付烈本町肝煮格に被仰渡、同五日御能方貯用銀主付被仰付、同十二年玉井主馬様之砌貯用銀裁許手傳業蒙仰、享和二年諸算用聞上役貯用銀裁許本役被仰渡、文化四年迄相勤申候。

一、爲御登米船宿之儀、享和年中迄菓子屋平右衛門相勤罷在候處、讓替願出、文化元年、松原安左衛門様御在役之砌、右願之趣御聞届、故與三八に讓替被仰渡候、且又出船御米に敷申輪木覆蔕之御用本吉安宅宮腰能州口郡外浦之分、同時讓請、當時私相勤申候、御算用場年頭の御禮、前々より右舟宿に而被仰付候。

一、宗旨一向宗、寺者金澤銀冶町長徳寺且那に御座候。

一 類 付

錢屋市郎右衛門妹

一母

みて

一粹

要藏

一二男

與十郎

一三男

胡三郎

一伯父

錢屋

市郎右衛門

同

一同

宗助

一甥

錢屋與右衛門悻

善八

一從弟

同孫

さき

一同

同孫

榮太郎

一同

長沖屋

與兵衛

一同

錢屋與右衛門悻妻

ため

一同

錢屋市郎右衛門悻

他三郎

一同

同二男

吉次郎

一同

同娘

すへ

一同

辻屋

長兵衛

右私由緒並一類書上申候以上

錢屋

與三八

天保八年十一月

宮腰町

御奉行所

第三章

十七の年に組頭

餅賣も嘘、木谷の奉公も嘘

安永二年癸巳十一月二十五日、錢屋五兵衛加賀國宮腰に生る、今の金石町これ也、國府犀東が其著書に於て明和八年辛卯十一月生れさせしは何に據りたるにや、今其曾孫清水知加に傳はる過去帳により、之を訂正す。

惟ふに天皇地皇の昔より、東洋の歴史傳記ほゞ荒唐無稽の挿話に富みしものはあらず、仲尼の刪正、一句一字苟くもせず、いはれし春秋さへ、三傳早く異説を傳へ、後世の讀書子今に適歸する所を知らず、日本の傳記も此方式を逸せざる以上、小野道風の朗詠集、頼朝幼時の頭蓋骨なき、奇想天來の骨董世に出でたり、強ちこれをのみ尤むべきにあらず、東洋人の英雄崇拜熱たる、偉人傑士に色彩を施さずんば、已む能はざる病癖は、遂に錢屋五兵衛をも小説界中の人、扮飾し去りしも、科學の進歩せずして、臆測のみ盛なりし當時の事

情を以て亦已むを得ざらん乎。

今彼れの生ひ立ちを、一般に信ぜられたる傳説によりて分叙すれば、(一)餅賣り、(二)主家の救難、(三)横領罪の免訴、(四)主家を放たれて回漕業者となる等なるべし、筋書の結構實に面白く、講談の材料を以て妙極まるも、残酷なる歴史の證明によれば、悉くこれ無實也、虚構也、架空也、謬傳也、地下の錢五も定めて苦笑を禁じ得ざらん、請ふ完全なる明證によりて、其無稽を訂さんかな。

外蒙古、貝加爾附近の猛烈なる高氣壓、毎年冬季長風萬里、北西より海を越えて凍寒を日本に移し、驀然として北陸の山王白山を襲ふや、白山、劍嶽、立山、鎗ヶ嶽等、日本中央の大山系悉く氷凍し、水蒸氣は凝つて雪となり、山川草木城邑田間悉く銀海となれる所、巨然たる雄城、北陸六州を壓するは、百萬石の金澤にて、其西北の金石港こそ古への宮腰にして、河北潟を狭んで金石に對するは粟ヶ崎なり。

さしも寒かりし北陸の冬も、名残なう去りて、三月桃花始めて開き、氷泮け、雨積み、海棠睡り覺めて、蛾眉翠を織り、深山櫻も咲き匂ひ、人心浮き立つ時節ともなれば、春の日は麗らかに、黒松地方一帯の松並木を照して、のたり／＼とこゝろぬる海の波は、粟ヶ崎の岬あたりに白

くして、蝶の翼も輕けなり、十三四の子供垢着きたる着物を着て、

『餅菓子要らぬかな、』

と賣り歩行く。

折から通りかゝりし立派の商人、年の頃は四五六、藍縞秋田の小袖に同じ縞の半纏、胡麻鹽頭を美しく抜き上げて、年齒の割には大きな鬘を結ひたるが、二十二三見ゆる番頭風の若者を連れて通りかゝり、行き違ひさま、餅菓子賣の涼しき眼の光を見詰めしが、何思ひけん、

『餅買はう、久七あの餅を皆買うてたもれ。』

これなん粟ヶ崎の木藤にて、加能越三州に肩を並ぶるものもなき船問屋、木谷藤右衛門其人にて、これを奇縁の契り初めに、餅菓子賣の子供は木谷の雇人となるに至りぬ、之子は誰ぞ、錢屋五兵衛の幼時也。

これ従來の傳記悉く唱ふる所を、渡邊霞亭が潤色して小説させしを更に翻譯せし者也、去れど五兵衛は餅菓子も賣らず、丁稚奉公もせざりしなり、其曾孫清水知加子所藏の古文書に曰く。

小紙を以申上候

私義亡父存命内家相續之儀、十七歳に而讓請家商賣相續仕來候處、當年忝喜太郎十七歳に相成申候處、亡父申遺之趣、茂有之候に付、家商賣共忝喜太郎に相讓、相續爲仕、隱居仕度奉存候間、此段御聞届被成下候様御願可被下候以上

錢屋

五兵衛印

酉十一月

肝煮

市郎右衛門殿

右錢屋五兵衛小紙出申に付上之申候以上。

肝煮

市郎右衛門印

宮腰町

御奉行所

本文遂披見可爲勝手次第事

酉十一月

これ文政八年、五兵衛五十三歳、喜太郎十七歳となりしを以て、代々の例に違ひ五兵衛自署の相續願、並に自己の隱居願を宮腰町の奉行所に差し出せるものにして、之によりて見れば、五兵衛決して奉公せず、寛政元年、十七歳にして家督を相續せるもの也。

已に木谷に奉公せし事實なき上は、之に伴隨せる諸種の傳説は悉く虚傳に屬す、而も虚傳なるだけ、それだけ巧みに作られあるには驚かざるを得ず。

曰く、

五兵衛材幹餘りありて、使用人たるの苦しみに堪へず、密に主家の金を私し、資本こなし、て經營する所あり、寛政中、木谷氏、當時の新智識大野辨吉を用るしによりて、嫌疑を蒙り、一時財産を藉没さる、五兵衛私せる金、利殖を併せて主家に返還する所あり、藤兵衛其忠實を賞し、資金を收めて利殖を取らず、幾もなくして、藩主木谷の財産を元に復せしにより、藤兵衛益、五兵衛を信任し、之を重用して番頭となす、五兵衛得たり、機に乗じ、店金壹千兩を盗んで大阪に逐電し、堂島米相場に手を出し、一敗地に塗れて進退谷さばまる、偶々、倅輩の官府に告發するものあり、五兵衛捕はれて牢獄に投ぜらる、自ら謂へらく實を吐かば免れざ

らんミ、鞠問の際、詐はつて曰く、

『千兩の金子は、持ち出して米相場に敗を取りしには相違なきも、これ皆主人藤兵衛の内命によるのみ。』

司直の士其暴言を怒り、叱責、説諭、藤兵衛が相場するの謂れなきを説くも、五兵衛斷々乎として伏せず、曰く、

『主人ミ對審仰せ付らるれば分明せん。』

是に於て乎順序として木谷ミ對決せしめざるべからず、喚問狀は達したり、藤兵衛何事やらんミ法廷に出れば、我より先に人ありて、獄吏に守られ、悄然として立ちつゝ、恭しく目禮す、見れば乃ち五兵衛也。

與力其扇を笏に構えつゝ、問ふて曰く、

『木谷藤兵衛は汝なりや。』

『然り。』

『これに居る若者は其方店の番頭なりしか。』

『然り。』

『今日は五兵衛罪科に就て尋ぬる事あり、何事も相違なく答ふべし。』

吁、今や五兵衛生死岸頭に立てり、彼は前日藤兵衛の夢にも知らぬ事を申し立て、運を天に任せたり、藤兵衛にして有りの儘を述べんか、我は拐帶に重ぬるに上を詐はるの罪を以てす、罪科加倍の重きを加へん。

『これなる五兵衛、千兩の金を持ち、大阪にて米相場せし事を知れりや。』

『然り。』

『其金は。』

『私共店の用金也。』

『五兵衛が無斷にて持ち出せしや、將た其方の命によりて持ち行きしや。』

素破一大事藤兵衛思ひがけざる尋問に驚き、『思ひも寄らず』ミ答へんミし、不圖五兵衛の方を見れば、五兵衛此時、少し前に屈みや、垂頭き居たるが、額越しに慈悲を乞ふ眼を動かせ、胸の上に両手を合せて、哀を請ふ、藤兵衛これを見て、大慈悲心油然而して湧き、

『五兵衛申す所、毛頭相違なし。』

かくて五兵衛は免訴となりぬ、藤兵衛、五兵衛を誠めて曰く、

『汝須らく前事に懲り、以て後圖を慎むべし、失ふ所の千金、以て意こする莫れ、但姑らく群議を避け、敢て吾家に入出入すべからず。』

五兵衛これより木谷を去り、獨力以て蝦夷各地の回漕問屋を營み、其所有船を松前地方に回送して巨利を博せり云々。

これ五兵衛英雄傳の梗概なり、其機智も無鐵砲、巧みに五兵衛の性格を寫せる所、讀んで面白からざるにあらず、痛快ならざるにあらず、雖も如何せん、これ悉く空中樓閣文字にして事實にあらざりしを、

曩の書類の外、清水知加子所藏に係る、文政十一年正月より嘉永五年に互る、五兵衛の『年々留』其一節に曰く、

前略、一、此方六十四歳相成候迄、何一つ我働こして商賣仕候様も不存、十七歳家名相續被仰付、則十七の年下通町の組合頭相成候得共、誠生つき愚知無才故、兩親永く相添、未熟千萬心得故、不益の金錢をついやさず、その證古は札店初まりて道具なき一品もなし、只米家二十人前、家具二十人前、當用もの斗也、質流なきに懸もの、道具等有之こも、一品も不殘皆賣拂申候。父は一品宛買求候様被仰候へこも、まだ時節不至こて買入不申候、扱ま

た三十九歳にして、父にはなれ、四十歳にて問屋職、御奉行所より被仰付候へ共、再三御斷申上候得共、是非相勤可申候様に、無據相勤候へ共、誠に浮足にて取かゝり候、下略。

前略、一、質商賣、當年にて五十年に相成、是は亡父様の御取懸り也。

一、問屋職二十四年相成候、下略。

前略、當時味噲町家の轉宅致候年、此方二十六歳也、古手太物商賣取かゝり候年は、二十七歳なり、下略。(以上年々留より抄録)

是によりて見れば、五兵衛は寛政元年家督を相續して下通町の組頭となり、寛政十年味噲町に轉宅し、十一年古手太物商に從事し、文化八年父を喪ひ、同九年問屋職被仰付たるも、質屋は乃父以來の商賣にて、父存命中は其指揮の下に働きたりし也、木谷に奉公中、傳へられし寛政年中は家にありて父共、共に家業に從事し、更に古手太物商を開きし事、此の如し、何の暇あつてか木谷に奉公せんや、況んや壹千兩の拐帶横領をや。

因みに國府犀東が其書を著はすに當り、木谷家に照會して、五兵衛も同家の無關係なるを聞きながら、五兵衛刑辟に觸れしを以て、木谷家にては、其關係を祕して云はざるべし、臆測し、木谷奉公説を主張せしは、あまりに獨斷にて、史實を無視する議論なり、こいはざる

べからず、更に五兵衛に關する書類、一も木谷奉公を記せるものなきのみならず、文久二年喜太郎の長女たる有名なる孝女千賀子病死の際の記録を見るも盛大なる葬儀を行ふて、親類一門は勿論、知己友人、重なる取引先まで、一々飛脚を以て報知せしのみか、粟ヶ崎の知人三四にも通知せし記録あるに拘はらず、絶て木谷へ通知せし事の記されざるを見れば、此一事のみにても、五兵衛と木谷は全然無關係なる事明かならずや、況んや前記の如き適確なる證文あるをや。

餅菓子賣も、木谷奉公も、主家救難も、千兩拐帶も、法廷無罪も全然虚構の小説也。

第四章

本業は質屋、醬油、材木屋

三十九までは却つて平凡

古史三皇五帝の事蹟を記せし三墳五典、八家の説、九州の地理を録せし八索九丘、共に氓滅して塵に堯舜二典のみを存せし故、後世の史家、堯舜を尊んで揖讓の君となし、理想的崇拜の聖人となす。雖も、嚴密なる史的眼光を以て精査すれば、其塵に存したる堯舜二典によりて、史家微にして顯なる、微妙の史實を探り得べきに近きが如し。蓋し帝堯、舜の至孝を聞き、之を微賤より擧げて二女を妻はす、名族鯀、司徒驩、兜、伏義、氏の後裔共、丁、湖南の民族三苗の徒と聯合して、其不可を争ふ、堯聽かず、大舜之を銜み、政を攝するに及んで、四氏を殛放流竄す、三苗終に服せず、舜親ら征して、蒼梧の野、今の永州府寧遠縣に殂す、これ二典に残れる史實なり、更に其揖讓といふもの、古史のいふが如く、堯をして虚器を擁するこゝ二十八^{いふ}年^{いふ}壽^{いふ}ければ、恥多し、歎息せしめしに見れば、豈後世にいふが如き美なる禪讓のみなるべ

けんや、釋迦、名族の子に生れ、瀕死の病老人を見て、人世の無常を觀じ、遁れて終に道に入る。大乘史家、此平凡の史實に満足せず、右脇より生れて天上天下唯我獨尊、人語せり、説く事已に傳奇的なり、耶蘇基督大工の子に生れて却つて道を説く、宗旨の徒其平凡に甘んぜず、神祕的史傳を作つて曰く、神、其子を處女の清き胎に託す、古來偉人傑士の、史家の爲に飾り、偽り、誤り傳へらるゝもの、獨り錢屋五兵衛のみならざる也。

五兵衛が木谷藤兵衛との關係もなきは、上に已に述べしが如し、然れども所謂史家が、一たび木谷方に奉公したり、捏造せし上は、勢ひ自ら其結末をも造らざるべからず、前田家編輯方の著せし五兵衛傳に曰く、

『五兵衛木谷を去て家に歸り、専ら獨力を以て商業を營す、從來藩内加越能の船商皆大阪以西中國九州を以て目的をなし、未だ東北地方に航する者あらず、五兵衛の父始めて南部津輕及び函館等に航するあり、五兵衛木谷氏より家に歸るに及び、主として奥羽及び蝦夷各地に回航し、北陸船商の新營業地を開發せり、當時藩禁あり、藩内三州(加賀越中能登)の地、松前産の干鰯を以て肥料とするを得ざりしが、是に至つて適々其禁を解くの令あり、五兵衛其機に乗じ、其所有船を松前地方に廻し、多く干鰯を買收し、以て巨利を獲たり。

何ぞ夫れ眞實らしきや、他諸氏の記する所亦略之に同じ、蓋しこれ第一歩の史實を誤り傳へしより生ずる自然の行程にして、小説にしては面白き立志小説なるべきも、史傳としては全く虚構なるを如何せん、惟ふに、最も精しく自己を知るものは自己ならざるべからず、前章已に引用せし『五兵衛』が『年々留』によるも、天保七年申四月六日の條下には、明白に十七歳にして襲名相續し、問屋業に従事すること二十四年なるを説く。

船買求めに就ても、『年々留』喜太郎に教へて曰く、

一、船は久々相止候得共、此方三十九歳の時、宗誓様御病氣中に、質流三人乗有之、及示談候處、此方心任せ可致候この事、再建也、其頃壹艘、跡は問屋懸り候てより、追々船相求候得共、折々の難船有之候、しかし是も根は札店より發り候、乍去、此末御考、大き成船先千石位より七八石位は三ばい、中より小船三ばい、六ばいより餘計はいらぬもの、少し海上は欲をはなし、手の廻る様に可被成候。

之によりて見れば、五兵衛が初めて船を求めしは、三十九歳、病危篤に瀕せる父の許を得し時にありし也、然らば則ち、彼は三十九歳まで何事を爲しつゝありし乎、『年々留』によれば、彼は父の命する儘質屋たり、醬油屋たり、材木屋たりしなり、曰く、

寛政十一年未五月、宮腰町奉行伊藤權五郎様於役所に、隠居五郎兵衛御よび出し、當町唐仁屋六郎兵衛家土藏、二つこもこほち致候ては、町並不宜候、依而其元わ買入致候様致度候、承り候所、是迄持家水はきも不宜候由、五兵衛へ申渡候へごも、いづれ其方承知無之ては出来兼候故、乍隠居申談候、尤も魚津奉行之節、兩家より申付家致候所、皆追々繁昌致候間、決而其元も此家申付候は、繁昌可致候間、必承知致候様に申事にて、代銀七貫目買求申候、然所家請取損之候所も有之、普請取懸り候所、五月二十六日に大地震にて向藏二間半に四間分は、少々痛み候へ共、二間三間前の小藏痛み不申候。

下越前町の居宅質土藏及大破、旁以指急ぎ右修繕料一貫斗入用有之候家移迄八貫目上り、六月上旬に引移り申候、右七貫目代金上納は未、寛政十一年七月十一日に相濟申し候、此年紺屋土藏申て、同所居宅浦方に又五郎名前にて土藏有之候分、一貫百目にて本家與三八へ相譲り申候。

一、右被仰付候家、其節質商賣なる故、身上より家大き過候故、店商賣致候は、可然こ相心得、此方より申出、隠居申談候所、何成こも氣付事有之候は、可然この事にて、申年(寛政十二年)より古手太物取かゝり候。

當時味噌町家へ轉宅致候年、此方二十六歳也、古手太物商賣取かゝり候年は二十七歳也。此節は下越前町家醬油商賣致、其儘持居候て、清六こ申者支配人として相勤居申候、尤太物追々手廣に相成候故、店方町賣人に廣瀬屋加兵衛こ申者奉公入、舍弟又五郎十八歳成、是を手傳爲致候て、店方過半、此方了簡通、商賣致候時仕込方も凡七八十貫目斗、商内高太躰百二十貫目斗相成居申候、然所、子夏(文化元年)舍弟又五郎店方におゐて少し口論致候所、此方へ帳面打なけ、見苦敷致方にて、父五郎兵衛御聞取被成、迎も貴様に從ひ申入物にては無之候間、別家爲致度、乍去店方手張申に付、甚此等氣の毒存候こ被仰候、店方少しも御案事被下間敷こ申上候所、早速其趣相成、尤御兩親こも御喜の由にて、子八月四日に元家醬油商賣其外一通り、隠居様へ御分、爲御任、目出度別家致候、舍弟又五郎二十三歳也、勿論其頃は漸々質太物迄にて、格別口出し出来不申、未熟身上故、別家へ格別の事も不、被成候、然所、辰春仕込迄は相應に致候得ごも、五郎兵衛様御病身にて、萬事御案事つよく、尤店方手廣商内致候得共、能き手代も出来不申、買場賣場此方一人故、晝夜臥時も隙なく相勤申候所、若此方病氣にて、出候時は代りに誰可致もの無之、尤眼多き商賣なれば、畢竟不宜候間、早速吳服太物古手こも相仕舞候様に、毎度御申付なれごも、凡十ヶ年も仕來

候得ば、大體上方諸方にも手に入候故、於此方残念故、相延し候所、殊外御立腹故、辰文化五年秋仕込より無仕込にて、店方賣仕舞にて、午年(文化七年)迄に相仕舞、賣損も不致、首尾能相仕込申候。

一、親の仰に隨ひ候て、店方相仕舞候所、午年より勘定大きに宜舗く候。

一、未(文化八年)春二月、葛藏屋助十郎、午冬百二十石斗古船一貫五百目に質物取請候所、其船歴々相廻し候様に被仰、□に下、少々作事致船頭半四郎相集相立廻り、米爲積申候、大
き廻り宜敷候て、時々風爲聽申上候所、大き御喜被成候、御病中御機嫌宜敷候。

一、前段小船仕合宜舗故、其冬能州安部屋大工、三人乘新艘造船致候。

一、申年(文化九年)材木問屋藏屋又四郎、過半一年にて相勤申候處、町御奉行兒玉孫右衛門様、中山主計殿等被仰合候哉、赤土屋小左衛門、根布屋長右衛門三軒へ、唐仁屋孫兵衛、材木問屋を相勤候様に被仰渡、再三御斷申上候處、左候時は御奉行所より曲事被仰渡候様に、御申渡候故、無據相勤申候、扱て材木問屋相勤候故、此方考へ之通藏又四軒して致候故、はづか口せんに入用造用はよけれし内容先せり合賣場せり合等にて、雙方損失出來、尤赤小根長も船有之候故、引合宜敷て、松木船八百石斗買入上質屋善六船頭乘、材木積船い

たし候。

一、材木賣場下荷引當金不足等にて、面々(五字虫食)多相成候に付、川内仙臺屋初五郎殿へよほぎ取上金相成、無據善六了簡として買入、尤指引金有之候へども、よほぎ金子相渡道具等も入、一ばん登りに材木八百石目ほぎ打捨、二ばん登は無難の所、秋船大阪爲相登、賣拂申度了簡にて、越中より米並外道具等も積入候所、登り方不足相成、十月十二日に越後九戸濱にて難船仕候、大損相成申候。

一、本吉において明正屋三左衛門名前にて三百七十石斗船相立候處、是又十月四日荒にて船中荷も三十二貫目斗損銀相成申候、右等の次第材木問屋相勤候より、追々に船玉相増申候、夫々浮沈等も有之、難懸筆紙候、乍去商賣算利必商賣入銀相心得候得共、損失につけ何事も有之候間、兎角其亭主の料簡により申様に相考申候、前段書出し置候事は亡父様の御往生は三十九歳、大船難船等は四十三歳也、是迄書出し候、此の餘別帳面有之候、此方死後におよび候はゞ、御手透の節人不知御覽可相成候。(年々留より抄録)

以上の記事により見れば、五兵衛は父死亡の年、即ち三十九歳までは、極めて漸進的の實業家にして、其海上に活動せしは、父死亡の後にあり、大船難船等は四十三歳の時なり。

いふに見ても、其一代事業の基礎たる舟乗りが、三十九歳以前にあらざりし事を知るべきなり、國府犀東が其著に於て、

『明けて寛政己未十一年、五兵衛二十九歳の春を迎ふるや、舟を宮越浦に艤し、水夫四名同舟、合せて五人、米穀を積み、一帆風を孕みて北海の波を蹴り、北の方松前を指して揚々として去れり、是を五兵衛船業開始の初陣とす。』

こいひしは、五兵衛の年齢に相違あるは勿論、寛政十一年は五兵衛が質商賣に従事しつゝ、味噌町へ轉宅せし時にして、古手太物商にさへ従事せざりし以前なり、犀東の説、快は即ち快なりと雖も、講談師見て來たやうな嘘をつきの類たらすんばあらず。

然らば五兵衛は如何にして船を求め、如何にして船舶業者として巨利を博せしか。

第五章

干鯡解禁は附會の事實

錢五は決して山師にあらず

從來の傳説、五兵衛致富の原因三を擧ぐ、一曰く干鯡買占、二曰く津輕山林買收、三曰く御手船建造、僭稱御用船是なり、然れどもこれも亦疑はしきもの少からず。

五兵衛は蝦夷各地の航海を終りて歸りぬ。時は享和二年の春、彼は三十の男盛りなりき。『五兵衛殿歸つたかの』と待ち兼ね顔に訪ひ來りしは辨吉なり、挨拶する間もなく云ひ續け、『好い物が降つて來た、黄金の雨が降つて來た、まあ聞かつしやれ、恰も十日程前であつた、本多佐渡守様御屋敷へ御機嫌窺ひに參つた處が、今度鯡肥料を御許可になるに就て、御領内の土地檢分にお遣はされの御評議最中であつたのぢやよ。』

『するま今まで御禁制であつた鯡肥料をお許しになるのでござりまするな。』

『いかにもぢや、私はそれを何心なく承はつて、五兵衛殿運勢の強いに驚いた、お前は蝦夷

松前の湊が花主ぢや、此方から持つて行く加賀木綿が何ほでも鯿に替へられる、さつこ遣らつしやれ。』

『は、』こ五兵衛は膝の進むを覺えず、『好い耳でござります、永の年月御禁制であつた鯿肥料がお許しになるさ極つたら、十二三艘の船を纏めて、それへ鯿を積み込んで歸ります、此秋の収入までには莫大の利益を得てお目にかけます。』

これ霞亭の小説也、果して事實ならば、言何ぞ壯快なるや、國府犀東亦曰く、元來金澤には藩禁あり、加能越三州の地、凡て加藩領内の地には松前産の干鯿を以て肥料をなすを許さざりしが、時適ま之れが禁を解くの命下れり、五兵衛は此機に乗じ將に多く此干鯿を買收し來りて巨利を博せんとするなり、明けて寛政己未十一年五兵衛二十九齡の春を迎ふるや、舟を宮腰浦に艤し、水夫四名、同舟合せて五人、米穀を積み、一帆風を孕みて北海の波を蹴り、北の方松前を指して揚々として去れり、是を五兵衛船業開始の初陣とす。

其他の諸書何れも干鯿解禁の事をいはざるなし、五兵衛が北海道より之を買求め歸りしこいふは、有り得べき事なり、然れども機會を攫みしこいはんには大なる疑あり、干鯿買

入は何時頃に解禁されしか、史籍の徴すべきなく、従つて機會を攫みしこいはんには的確なる證據なきを奈何せん。

更に前二書によりて見るも、五兵衛は前章已に述べし如く安永二年生れなれば、霞亭のいへる享和二年は二十九歳なるに、三十の男盛りをなし、此年干鯿解禁によりて巨利を博せり、こいひ、犀東が解禁の年とせる寛政十一年は五兵衛二十七歳なるを二十九歳と誤れるのみか、二者の間に解禁の年を享和とこいひ、寛政とこいふの相違あり、而も此寛政十一年は五兵衛が味噌町新居に於て、古手太物を開業せし年にして、享和二年は太物商大繁昌の頃なるは、前章引用せし『年々留』によりて明白なり、之によりて見れば、五兵衛四十歳以後安價の干鯿を買ひ、高價に賣りしなごの事は有り得べき商略なるも、解禁に乗じて、紀國屋文左衛門の蜜柑船式なる、一攫萬金の投機を試みたり、この事は全然無根也。

紀文蜜柑船の翻案は、更に彼が明暦大火前材木買占の小説をも踏襲するに至れり、作者相傳へて曰く、

天保七八年天下大ひに饑し、流氓餓殍、途に相望み、荒田破屋所在に多し、五兵衛豫め南部津輕の山林を買收し、木材を儲蓄し、以て變後の經營に備ふ、九年江戸大火あり、前年阪府

大鹽の變あり、府下多く災に罹る、十年始めて豊作、民産稍々舊に復す、是に於て江都、阪府及び各地工事競ひ興る、五兵衛乃ち其蓄ふる所の木材を四方に發賣し、其巨利蓋し測られざるものあり、(前田家編輯方編輯錢屋五兵衛)

何ぞ夫れ紀文の小説に相似たるや、五兵衛南部に商取引を爲すこと多年、勿論材木をも取引したり、雖も特に配するに大鹽騒動、江府大火を以てせるは、織巧に過ぎたるもの、こいはざるべからず。

第三致富の最大原因たる御手船建造に至つては、一層小説たるを見る。今傳説によりて其大要を記せば、天保七年の天下大凶歉には、加賀藩も亦國庫空乏し、財政窮迫せしにより、藩廳より木谷藤右衛門、島崎徳兵衛、綿屋次助、能登屋三右衛門、竹田三郎兵衛、木屋次助、錢屋五兵衛等を金澤町會所に召し、篠原監物、安田新兵衛、兒島五郎左衛門、出席の上國費を助くべく金子用達を命ず、衆當惑して言の出づるを知らず。

五兵衛末席にあり、進んで曰く、

『お役人衆へ申上ます、私共町人の懷當てに爲させられいで、お上はお上、お藏入りの殖え行くやう御仕法なされては何う御坐ります、萬事を私へ御任せなさり下さりますれば、

御一統御別席御用金割當ての御相談なさせられるまでもなく、私一手に十萬兩御融通申上ます、其代りに御仕法を願ひたう御座ります。

こいふ。

篠原監物、莞爾に笑み、

『遣は大腹の五兵衛、一手で十萬兩御引受するは潔よし、して御仕法はごんな事か。』

『私仕法外で御座りませぬ、私に御當家の大船二艘御貸し下さるで御座ります。』

『ホ、ウ珍らしい注文、して、船の大きさは。』

『私手にも千石積以上の物八九隻はござります、町人の手に調ひかぬるは二千石以上の大船、これはお上御威勢を借る外御座りませぬ。』

『するは二千石積、それを何艘作るかの。』

『まづ二艘、二艘あれば澤山で御座ります。』

かくて出來上りしを、二千五百石積みの慶安丸、二千石積みの常安丸と名く、五兵衛は此二隻を新造し、幔幕提燈皆藩の徽號を用る、加賀藩用船と號するのみか、自家の船舶皆藩船に擬して四方に回航し、諸州各港に往來して通商交易す、凡そ六十州の津港加賀藩用船の

通泊せざる所なく、五兵衛他國に在りては加賀藩用船主任に稱し、藩許を得て雙刀を帶し、苗字を用ゐ、清水五兵衛を以て公行す、此商事によりて獲る所の利益莫大にして、獨り藩の財政を整理し得るのみならず、五兵衛が後來大資産を殖立して、海内無雙の豪商となりしは職として是に由る。

これ各傳説の一致する所なり。

然れども巨細に吟味すれば、これ亦誤謬なきにあらず、請ふらくばこれを説かん。

第六章

質流れの小舟から常安丸

五兵衛の大活動は御用船以前也

上章記する如く、天保の頃五兵衛慶安丸常安丸二隻の藩船を作りしより、弘化嘉永に跨りて、其所有船舶に悉く加賀藩御用の徽號を翻へし、日本全國津々浦々を航行したりは、各傳説の一致する所なり、而もこれ前記二大船を錢屋が支配せしにより、針小棒大に流布せし好事家の傳説にあらざるなき乎。

『年々留』によれば、錢五の造船は、彼が五十四歳の時より初まりて、弘化二年御手船常豊丸の建造に至りて盡く、彼は第三章に説きし如く、其前年即ち文政八年に名義上隠居したる也、然れば彼れの造船事業は悉く隠居後の事に屬し、御手船中最初に出來上りし常安丸は、天保十四年其七十一歳の時の竣工にて、諸種の記録により推想すれば、最早頼齡、保守時代に入りし時なれば、御手船二隻を作りし機に乗じて、全持船悉く御用船の徽號を掲けし

こいふは、干鯉材木買占ミ同じく、あまりに誇大に過ぎ、粉飾に過ぎたり、蓋しこれ五兵衛をして冒險的巨人たらしむる作者苦心の存する所なるべし。雖も、之が爲に徹生徹死、彼をして冒險的人物となりしめ、其質商材木、太物商をさへ、史傳中より埋滅せしむるに至つては、誤傳の世を誤るや亦甚し。こいはざるべからず。

更に傳説に於ける大なる誤謬は御手船二隻の事なり。傳説は皆御手船を慶安丸、常安丸とみなし、同時に二隻を新造したり。こいふに一致したり、これ杜撰の最も甚しきものにして、御手船を常安丸、常豊丸とこいひ、一は天保十三年大阪前垂島にて造船に着手し、十四年に竣工す。他は弘化元年宮越にて造船し、同二年竣工す。即ち船名に於て、造船期に於て共に誤謬に陥り居れるは從來の傳説也。今繁を厭はず、五兵衛の造船、及び兩御手船の建造、常豊丸の難破顛末を『年々留』より抄出せん。五兵衛が最初の所有船は質流れ三隻なりし事は、第四章録せし所の如し。

『年々留』に曰く、

文政九年戊十一月、輪島屋與三兵衛殿中間船三國番上屋七藏所有船六百五十石積一艘乗尻にて買請代銀

一金二百七十兩永拾七匁六分三厘、尤宮腰屋五郎兵衛殿買口せん共上り直段也。船頭輪島屋與三兵衛、年中給銀、たばこぜに、外に造用有之候故一貫二百目兩人より遺事輪通丸也。

文政十年亥十月、右輪島屋與三兵衛殿中間船、越中伏木鶴屋三九郎殿口添を以、五百五十石越後作り、二十ヶ年斗相立候船買求左に書記。

一金百四兩三步百五十五匁

右名前當所倉屋與三兵衛、年中たばこぜに給銀もに一貫目定輪吉丸也。

文政十年亥十二月、當所金屋小左衛門所持船百二十石積乗尻にて買入候。

一二貫七百目一兩一分一朱、右乗尻にて買入、小旗金屋小左衛門分榮重丸也。

文政十一年子二月二十八日、荒々寶順丸茂左衛門乗去秋越後荒川園、二月二十七日相登、大豆等藏物取請、二十八日に當濱はせ上申、丁かん敷痛申に付作事致、入用書左に相記置申候。

合々二百十六貫二百四十九匁

同年子十一月十一日、能州取口角屋長兵衛殿。

一辯才船二百三十石積

但丁先三丈二尺五寸、腹一丈三尺八寸、深さ四尺六寸五分、道船腹にて腹四寸増、戸立肩一丈。

代銀六貫七百目

内十五兩手付渡す。

文政十一年子七月三日荒にて、金屋小左衛門より亥十二月買入候三人乗羽州新屋濱にて破船仕候て左の通り損銀也。

ノ十貫二百四十三匁四分五厘

右銀高損銀相成申候。

文政十三年寅十一月、一寶惠丸作事前相向候故、於大阪百二十兩手取賣拂申候。

右寶惠丸、かはり船、當所安宅屋彌左衛門殿船四百石積、代銀十二貫目一步買入申候。

文政十三年寅十一月

寶錢丸元船作事時節相成候故、寶錢丸永新造、大阪阿波屋與三郎殿棟梁に致、合船候に付左之通卯二月中出來。

一、丁先九尋、一船内腹二丈五尺

一、深サ 七尺九寸

ノ此才八百八十八石七斗五升

此金三百九十兩三步永十六匁九分七厘

天保二年卯九月寶得丸新造、越中六渡寺大工左太郎方の引渡惣勘定、尤下船寶錢丸、三ツ道具にて相渡し、二十貫目、凡三十二貫惣上り之趣を以て小竹屋善兵衛殿中立を以て托し候得共、大工等不相懸増銀等の事にて、十二月下旬より、此方より大工指遣はし、漸々四月中出來相成、彼是増銀懸合および居、五月出帆相成、新造出來高左に、

一、丁先八尋三尺三寸

一、腰當内腹二丈三尺六寸

一、深さ七尺六寸五分

此才七百八十一石七斗三升八合二夕

一、丁カン敷於其木戸立下廻根棚迄皆構、尤大成木にて木性宜、鋪丁厚さ尺板四寸拭中棚板四寸拭以下略

惣ノ四十五貫九百八十七匁一分八厘

天保三年辰閏十一月より寶應丸二人乗合船出來の覺 大工長九郎棟梁

一丁先二丈八尺五寸

一腰當内腹一丈三寸五歩

一深さ三尺

此才石八十八石四斗九升二合五勺

惣ノ四貫百二十五匁七分五厘

天保四年巳八月朔日に、エゾ地シヤマンニモ申場所におゐて、昆布場取買付、寶錢船新造千貳百石積舟破船いたし候、中荷昆布は百石目斗積懸申所、寅卯風はけしく吹、碇綱被拂、砂濱へ吹寄、船玉格別痛不申候へ共、砂堀ちなり、無據其儘にいたし置道具大體取込申候、柱は燒鐵を取申候、楫身木迄いたし場所預り置申候道具半分程便船にて夫々取寄候得（一字）も、半分（虫食）場所所有之、追々取寄申し度（一字）心懸居申候、尤大豆積登り損分相成、其上松前城下に、下り物、數子等買入藏入致置候所、七月二十日火事にて燒捨、凡六十兩斗損失相成申候、船玉十分相調候船故、殘念存候、金子は雜用等入て百五十兩斗損金相成候得共、船

玉は千兩斗上り申候船也、其節船頭與助、水主十二人（一字）も無事上り申候、執上り候道具は凡二百兩斗也。

天保五年正月二十四日頃、於大阪御本山様御材木積船御拂相成候に付、買求申候、神部丸。同年

一千七百積乘尻九年船、於箱館高田屋加兵衛殿合船、到つて吟味の船玉也。

代銀四十二貫目

外に柱楫、外に少々作事入用、左の通尤道具付（以下省略）

右之通請取申候段、文書如此評ばんほ（一字）には無御座候故、手入致候、入用跡より書記。

天保五年卯五月晦日より

寶順丸上廻り作事入用の覺（中略）

右之通り上作事除棚道具かへ下のみ打上船出來申候、入用高書記置申候。

天保五年十二月より

寶喜丸惣上金打不殘入用の覺

一二百六十五匁六分 惣材木代

一百十二匁三分五厘 ()

一四百四十二匁九分 大工百五十三人

一百二十三匁 木引數四十一人三匁宛

一二百三十九匁 卸代惣

一貫百八十二匁八分九厘

天保六年未二月七日當所新保屋次兵衛殿船安部屋合船四年船百三十五石積乘尻

一四貫目

内九十五石積乘尻一艘渡す

代一貫七百目

一残り二貫三百目 相渡す

天保六年未五月二十六日

越前敦賀綱屋

千三百石積三年乘船買入乘尻にて

代金九百七十兩

右船玉寶國丸相改、道具は不足故追々引足し、船玉至極上々船に御座候、未年登り一ぱい、下り二はい相乗り、道具入用、乗出入用迄大體勘定相定米千四百石積圖相成申候。

天保六年未八月七日

寶生丸六百五十石積下りにて、尤中荷不殘取請當浦おるて其夜西風強く吹、破船致候、乍去道具は有増取上候所、帆半分程痛尤綱なご皆々解申候。

同年當所古酒屋市兵衛殿船八百石積買入申候

代銀十九貫目也

尤船作事少々有之候得共、梶迄仕候間春乗出し、右船寶生丸かはり船相立申候。

天保六年未八月二十六日

寶錢丸與左兵衛乘、松前箱館より昆布積登出帆仕候所柱折らせ桁すて帆取上、ごても痛申體夫より津輕三厩へ入津致候所此所にて差立致其迄大船なご卷不申場所故、道具も不揃故、ろくろ迄相拵過分物入、就夫作事入用、柱入用等別に書記置候。

天保九年戊三月二十六日、當濱おるて新造チヨノ始め致、寶得丸棟梁番匠屋長九郎脇棟梁甚左衛門等。

一丁先 八尋四尺三寸五分
 一腹腰當にて二丈三尺八寸
 一深さ七尺三寸下腹一丈九尺七寸斗
 右出來入用等左に記置
 才七百七十石五斗三升六合九勺(中略)
 惣々千二百二兩三步永六匁八分九厘
 天保九年十月十四日夜、寶喜丸傳兵衛丹波より泊、大阪廻り、重に入わた等積、越前三國九頭龍川向、皆破船致候、中荷綿酒等、少々上り候へ共、中荷代金四百兩斗損金相成申候、本勘別帳有之、道具も少々ならで上り不申候。
 天保十二年丑九月
 新艘當濱におるて合船、寶庸丸
 一丁先 三丈二尺三寸
 一腹 一丈四尺
 一深さ 四尺二寸

此才百八十九石九斗二升
 積石二百五十石
 惣々二百五十九兩三分永十二匁四分上り
 天保十二年丑十二月
 寶量丸
 一先三丈 腹 一丈三尺六寸
 深さ 三尺八寸五分
 此才百五十六石三斗四升八合
 積石二百三石二斗五升
 惣々二百十八兩三步二朱永七匁七分八厘上り
 天保十三年寅十月より
 寶錢丸所造合船石數代金惣勘定上り高書記
 一丁先 四丈三尺三寸 一腹 二丈三尺七寸 一深さ 七尺二寸五分
 此才七百四十四石

積石一三拭九百六十七石二斗

胴三間張申故千石積也

船玉道具惣上り勘定

〆千三百二十八兩永十一匁五分三厘

天保十三年寅二月

寶觀丸千五百五十石積乘尻にて買入申候に付乗出し迄入用之覺

船玉上り

惣〆千百六十一兩三分永二十匁五分一厘

天保十三年寅十月大阪阿波屋與三郎方夏已來より合船取掛り候分此方へ買入寶安丸

道具共新出來十四年卯春乗出し

丁先 九尋一尺 船腹腰當 二丈五尺五寸 深さ八尺

此才九百三十八石四斗

積石千二百十九石九斗二升

船玉道具惣上り高

〆千七百二十二兩二步永九匁二分

天保十四年卯四月より寶應丸新造合船入用高

丁先 六尋 腹 一丈二尺二寸

深さ 三尺六寸五分

才百三十二石五斗

船道具乗出し迄

惣〆二百一兩二步永十匁三分五厘

此年より弘化二年に至るまで、御手船常安丸、常豊丸を建造せし外、私船を製造せし記録なく、又恐らくは新造せざりしなるべしと思はるゝが、如上文政九年より弘化二年に至る二十餘年間に互り、五兵衛の所持せし船舶はこれに止まらざるべく、其以前にありても已に數隻の質流れ船其他を所持せし事明白なれば、正確なる所持船の數は知り難し。雖も、彼が文化十年前後より廻船の業を起して三十餘年、帝國の要津はいはずもがな、北は露領沿岸より朝鮮支那、南は印度沿岸より南洋の諸島まで、其商權の到らざるなかりしは蓋し當時の偉觀にして、亦國の譽こいはざるべからず、而もこれ御用船建造以前に屬するもの

多きを忘るべからざる也。

御用船建造に就ては『年々留』に曰く。

御手船常安丸新造大阪前垂島三原屋定兵衛方にて、天保十三年壬寅十一月より合船、同十四年卯四月中皆出来船道具共上り高
一銀六十一貫七百五十一匁 素船代銀

航先 四丈五尺八寸

腹 二丈五尺七寸

深さ 八尺二寸

才九百六十五石一斗八升九合二勺

一金百兩 大工作料大高直に候也尤追々材木直上りに付増金

船道具共惣上り高

ベ二千十三兩一步永五匁二分五厘

(細目省略)

所謂加賀藩用船として、百萬石の紋所梅鉢の徽號を海風に翻へして天下を横行せりといふ常安丸は、斯の如く大阪前垂島に於て、約半歳の日月に二千餘兩の大金を費やして出

來上りたりし也、別船常豊丸は宮腰濱にて建造すべく決せられ、翌天保十五年八月より準備、九月より起工したりしなり、『年々留』に曰く、

弘化元年三月十六日

御改作所御勝手方におゐて、御手船新造、去夏已來より被爲仰渡候に付、當濱におゐて天保十五甲辰八月より濱砂引等仕候。

九月入候て船小屋相建、同九月十九日新初仕候て、追々出来、然所三月十日に御奉行所、船皆出来は何日頃迄御尋に付、楫橋船等は皆出来は三月下旬に候へ共、元船荒増出来は十四日頃午去塗師等分は二十日頃迄御前に申上候處、三月十三日、宮腰町御奉行所より當月十六日六ツ時、御供掛粟崎御多屋にて御晝被爲遊候て、八ツ半に宮腰濱通御出御前

並基五郎様

豊之丞様

御三方様共御乗船被爲有、及船に御坐被爲在、御醫者大場様を以船之御尋ね等之御意有之、誠以難有御事に御座候。

尤十七日には

宮腰所御奉行所

御用部屋 大村有次郎様

御近習頭 前田宰次郎様

同 石屋甚兵衛様

同 柵源五右衛門様

御禮廻相勤申候

外に御勝手等も相勤御風拜聽申上候

○

御手船彌來月二日方々様御覽被遊候言被仰出候爲心得申渡候委曲明日出役之上可申渡候以上。

三月二十八日

里見亥三郎

錢屋五兵衛方

○

基五郎殿

豐之丞殿

榮操院様

明二日宮腰等々御出に付濱新造御覽被遊候段被仰出候間御用支等不相成様可相心得候以上。

四月朔日

里見亥三郎

錢屋五兵衛方

○

四月二日御手船常豊丸方々様御上覽被遊候材木屋野小屋へ御歸りの上留書役所へ此方御呼立小判一兩拜領被爲仰付候。

一御乗船の節船之三社柵へ金二百疋御初尾被爲上候御機嫌よく船に被爲有候。

○

四月三日廻勤

宮腰町御奉行所

里見亥三郎様

御先詰御頭

永原 貢様

御頭

岩田五右衛門様

御用達

瀬川久右衛門様

野村七兵衛様

御留書

田中平次郎様

右之通相勤申候也

○

弘化元年辰九月より御手船常豊丸新造被仰渡於御改作方

御奉行所

安田新兵衛様

上月四郎右衛門様

鈴木清之丞様

同九月十九日より新初仕候て、御勝手方改作御奉行様御出に付、請地にて赤飯御酒等指上申候。尤此御示談は早春二月頃よりの事に候へ共、材木屋寄方等彼是隙取申候故秋取懸り相成申候。

一巳四月十七日迄皆出来相成、四月十六日に中巻、同十八日の晝頃に首尾能濱おろし致海も下け場限り深く相成、聊掘不及、直様出碇操付目出度沖合浮び、其日内柱も取込、十九日には柱梶も取込、二十三日に當所御米、地藏米四百五十石、瀉下り米千八十五石、都合千五百石積足は橋船込にて、基二寸斗、船根は前所澤山にて、今百石も増積に相成候程に御座候。

扱船浮形は誠に見事に出来申候、船見分は四月九日御勝手方改作、御奉行所御出被遊候。御算用場御奉行所有賀寛兵衛様坂田往來様は四月十二日に御出、原五郎右衛門様は十三日、遠藤頼馬様は十四日に御出に御座候。

右船抑三月二十日頃より四月船おろし迄、毎日〱御城申不及、近郷等より賑敷船見物に付群集、凡濱に假茶屋五十四軒相懸り、毎日〱錢取は前代未聞の事に御座候、茶屋料理屋類其外せんべや杯は過分商内出来致候。

所方過分潤ひ、何茂大き喜び申事に候、猶又右船諸入用茂別帳に委く相記置候得とも、大體の所石才、船寸方等に相記置申候。尤近年諸國にも船流行に付、材木鐵類大工作料迄、已前より過分高直に相成、金高過分相成候得共、凡船作方材木鐵類迄、十分はり込出来候故、凡商船におひては日本一の船玉に相成申候、乍去重而御用有之とも、今一兩年御見合御座候は、必諸色下直に相成候筈に相違無御座候、此わけは當春より上下相場甚不引合故、先足より合船杯可致もの有間敷、被存候、依而材木并作料迄、當秋中より大下落、奉存候、此米萬事下直に付候折は、又々申上候て合船取懸り候ても可然候、夫迄たこへ御示談御座候とも、御見合可申上候事。

勿論御勝手方にも今一艘御好も有之候へ共、先明年夏頃迄は必御無用、申上置候、其含其心得、肝要之事。

常豊丸間尺

丁先 九尋一尺八寸

船腹腰當 二丈七尺

胴船張にて 二丈八尺三寸

三の間にて 二丈七尺四寸

下腹腰當にて 二丈二尺二寸

胴にて 二丈三尺五寸

深さ掛墨 八尺七寸

此才 千九十九石三斗三升二合

一割四步掛にして

千五百三十九石六升四合八勺積石相成

猶滿船乗出し迄、決算勘定左に口記細々は別帳に記置候間、大々迄書出し置候。

常豊丸出来上り高

一百二十八貫五百七十七匁八分三厘

元船柱梶橋船

桁梶栖惣鎊
塗師金具等迄惣高

此金七十目定

千八百三十六兩三步永七匁六分一厘

一四十五貫六百八十九匁九分

道具惣締高

此金七十目定

六百五十二兩二步二朱永八匁七厘

合 二千四百八十九兩二步永三匁一分八厘

外に

一二貫五百六十一匁七分

合船中より船おろし迄雜用ノ高

一三貫七百三十八匁五分四厘

船乗出し小道具筥葎等諸入用

一一貫三百九十五匁

船頭水主十六人給代辰十一月渡

一一貫九十三匁五分六厘

船頭水主十六人已正月十六日より四月十八日迄賄

一一貫四百七十目

入用飯代藏敷園葎等諸入用高

銀ノ十貫二百九十三匁

水主十四人一人百目宛正月より道具等持骨折料

此金 百四十六兩二步永五匁四分三厘

惣合 二千六百三十六兩永八匁六分六厘

右之通五巳月十八日決算用帳面四冊之表御勝手方并改作所等持參致申候。

弘化二年巳六月五日

御算用場改作所より

錢屋五兵衛

同 喜太郎

同 佐八郎

右今般御手船常豐丸合船之儀五兵衛に主付申渡候處、去年以來格別に致出精一段之出來方に相成、全心懸故之事に候依之目錄之通り遣之候事

六月

金小判十兩

改作所

錢屋五兵衛

以上

金小判五兩

錢屋喜太郎

以上

金小判二兩

錢屋佐八郎

以上

錢屋五兵衛手代

銀三百目

次郎兵衛

錢屋五兵衛手代

同 百目

三右衛門

右五兵衛儀御手船常豐丸台船主付申渡候に付次郎兵衛初發より不一方全骨折三右衛門儀も出精相勤候に付右之通遣之候事

六月

改作所

常豐丸が宮腰浦に進水するや、前に引用せし如く、三月二十日頃より進水迄の間諸方の見物引きも切らず、五十四戸の掛茶屋まで出来しを見れば、如何に當時此船が人の好奇心を喚りしかを想像するに餘りあり。

而も此船、弘化五年戊申三月晦日夜半、能州小木濱に於て暴風に吹き付けられ、暗礁に乗り上げて、終に破船するに至りたり、當時飛脚の齎せし飛報に接せし五兵衛は、直ちに駕を小木濱に飛ばし、到底修覆の見込覺束なしと見るや、之を入札に附して、積荷及び一切を處理し、一件顛末を逐一御算用場、御勝手方、及び御改作所に報告したりとは、亦『年々留』記載する所なり。

以上記す所に見、又『年々留』が常豐丸建造以後、再び造船の事をいはざるに、上に引用せし如く、當時木材騰貴の爲め、造船の到底利あらざるを説ける五兵衛の意見により見れば、彼が造船は寧ろ御用船建造以前にあり、其活動も亦御用船以前に多かりしを知るべからずや、五兵衛は如何にして此數多の船を船繰りして、巨利を博せしか。

蓋し巨人の蔭には常に隠れたる人材あり、五兵衛鎖國の時代、隣國相互の交通すら掣肘せられし時、北陸の邊陲に人さ爲りつゝ、能く世界の風潮、通商の大勢を看取し、全力を航海



業に注ぎて、能く大業を成せし所由のもの、實に本多三郎右衛門利明、大野便吉二人が指導
教勸の力に因らずんばあらざる也。

第七章

新智識と其指導者

本多利明と大野便吉

二百年の鎖國隣封相互の事情さへ秘密勝ちにして分りかぬる世に、錢屋五兵衛が大膽
に、自由に航海貿易せし所以の、蘭學者本多三郎右衛門利明、大野便吉二人指導の力に俟
つありしは、前章述べし所の如し。

利明は越後の人にして夙に江戸に遊び、數學天文に通曉し、又經濟の學に精しく、江戸音
羽にありて家塾を開き、子弟を薰陶せしを以て音羽先生の號あり、著す所の書。

沿海異聞 策論蝦夷拾遺

蝦夷風俗人情之沙汰 蝦夷草紙 二

蝦夷開拓存寄書 贅說

經濟總論 經濟祕策

野人獨語

西域物語

自然治道辯

上加州侯書

他に曆算書若干卷
等あり。

文化六年分帳祕藩臣錄によれば、前田侯彼れの天文學者蘭學者たるを聞き、三月八日祿二十人口を賜ふて之を藩に聘し、藩使五月二十三日を以て旨を利明に傳へ、同年七月十九日、利明金澤に着し、貸屋に居住して専ら子弟を教育す、藩士長谷川源右衛門瀧川有等之高足たり、利明金澤に在るこも僅に半歳にして、東都に還りしこも雖も、其遺せし教は永く金澤藩士を啓發し、餘澤を後世に貽したり、死後門人等集りて河北郡傳燈寺に建設せし碑文に曰く、

翁諱利明。號魯鈍齋。又號音羽先生。生於越後而住於東都也。精數學。詳天文地理。開西洋之學。達渡海之法。嘗應召來于藩。居半歲許。復東都。貢秀數會數談。苟非方技之士。其氣象才識。世之所皆知也。故不細記。文政四年辛巳三月十六日。以壽終於東都。年七十有八。無男。有女子曰天津。予等不堪哀情。故集其尺書。建碑於河北郡瑞應山傳燈寺境內。以建相識之情。保定等。聊報

教育之恩耳。故予雖不敏。其碑陰銘曰。

創業漸成。或熙或微。英魂豈死。廣宜是祈。

文政四年孟秋

關 貢秀撰

宇野保定

萩原秀庸

近藤幸兌

舟木穗德

建之書

文章拙を極むこ雖も、亦利明の大體を知るを得べし、文化六年は五兵衛三十七歳にして、父の命により吳服太物を閉店し、舊來の質商のみに従事せし時代なり、勃々として燃ゆるが如き野心を有する彼れ、豈斯の如き消極的生活に満足する理あらんや、宮腰より僅か一里半を隔てたる金澤に、世にも珍らしき蘭學者の來りし事は、彼れの夙に聞きし所ならん、今直接指導を蒙りしこいふ證據を發見し能はざるも、其金澤への往復毎に、間接に教化を享けたる點少なからざるべし、就中利明の、『治國第一の國務は渡海の運送、交易を以て帝

王の天職さす』この主張は、痛切に五兵衛の心臓を鼓動せしめしならん、果然彼は文化八年二月、葛藏屋助十郎より前年質に取りし百二十石積みの古船を、質流れによりて所有せしを手初めに、嘉永五年に至るまで、航海貿易を一代の本業とし、以て不貲の財産を作りしに見れば、蓋し親しく學ばずとも、其意傳心會は、面授口訣の師弟にも優るものあらんか。大野便吉は明かに大野(今の下金石)に住したり、彼の傳記は詳かならず、大野に生れしゆへ大野を姓さすともいひ、開國論者にして當時の時勢を合はざる故に大野村に隠れたりともいふ、剪燈史談の説く所によれば、彼れ若うして長崎に遊び、蘭人某に就て蘭書を修め、頗る航海の術に精しく、常に遠洋渡航の大志を抱くも、身體孱弱にして其志を達する能はざるを憾み、遂に五兵衛に説き、米州遠航の事を決せしむ、彼れ又天文學に通じ、舊來の天動説と地球回轉の新説とを比較して、之を眞宗の僧某に授くも、米國遠航の擧が事實なるや否やは、後章之を説く所あるべし、雖も、前記の略歴によりて、臆けながら便吉の人を爲りを知るを得んか。

史談は更に彼が理化學機械學に精通するを説きて、幻怪なる奇談を載せたり、曰く、嘗て藩主前田侯の爲に一の給仕小姓を木製したりしに、其活動恰も眞誠の人の如し、或

日此木製小姓、茶盆を捧けて近く藩主の前に出づ、容姿甚だ面白し、藩主感歎の餘り、扇子をこつて試みに其頭を打つに、小姓忽ち身を翻へして直立し、怒れる大眼バツコ開き、藩主を睨み、矢庭に手を腰刀にかけ、今にも抜きかゝらん有様なれば、藩主驚き怒り、急に便吉を召し、嚴しく之を責む、便吉即ち一ト通りの申譯をなし、斯かる折の一興にまで思ひ、戯れに仕掛けたる旨辯解す、雖も、申譯相立たず、爾後全く藩主の謁見を禁ぜらる。

便吉亦某邸に在り、一羽の鶴を作り、紐にて固く兩足を束ね、之を大空に放つに、翼を張りて高く飛び、低く下り、一昇一降少しも眞誠の鶴に異なるなければ、見る人何れも誠に鬼神の所作なるかなとて、驚歎せざるはなし、されど其實を探るに、豫め鶴の腹中に水素瓦斯を盛るこも、猶夫の輕氣球の如くに仕掛けたるものにて、文明の今日より見れば、毫も驚くべきにあらず、雖も、當時便吉の如く、よく此等の學を通究し得たるもの、日本國遂に其人なけん云々。

果して事實なるや、寓言なるやは穿鑿するの必要なし、鬼に角大野村に住せし便吉も、五兵衛とは始終交通せしもの、如く、予の調査中、五兵衛と便吉とに關する記録を發見し得

ざりしこ雖も、其親交ありし證據には、喜太郎の代に至りても交通を絶たず、文久二年喜太郎の長女、孝子知加女が病死の際も、人を以て便吉に報じあり、又喜太郎出獄の日記には、翌年正月、便吉年賀に來り、互に會飲快談せる事を記載しあり、是等の事情及び當時の狀況等を綜合推察する時は、五兵衛が便吉より列國の形勢、海洋の航海、潮流の變化等を習修せしならんを察せらるゝ、こ同時に、便吉の智識學殖は、五兵衛の師となり、友となり、顧問となり、股肱となりて、彼を援け、彼を指導し、彼を策勵して、以て其雄圖を大成せしめたり、こ斷ずるも、強ち想像論のみにあらざるべき乎。

第八章

錢屋の取引はこんなもの

九萬里程稅駕の慨あり

五兵衛天稟の商才に加ふるに、本多利明間接の指導、大野便吉直接の薰育を以てす、縦横の機智敏捷の活動、勃々たる霸氣、豈偉大なる効果を奏せずして已むべけんや、世傳ふる所によれば、彼は支店を松前、函館、長崎等に設け、京大阪の豪商と固き契約を結び、到る處に代理店を置き、取引先を作り、其持船は千石以上二千五百石積十三、千石以下百十餘艘、之を各地散在の船舶に合すれば、幾百艘なるやを知らず、其航海も亦三宅島、八丈島、擇捉等に延び、所持の物品を其地の産物と交換し、一以て十に易へ、大に利益を得たるのみならず、一日擇捉海上に於て、山の如き巨船に逢ひ、勇を鼓して之に近づき、船長と會見して、始めて露西亞の商船なるを知り、爾後一定の海上に於て、定期の交易を契約して別れたり、之より五兵衛の富愈増加し、全國に三十四箇所の支店を出し、屋號を丸五と名くるに至れり、彼や其商

賣に於て常に義氣を存し、農工に向つては價を廉にし、武士に向つては價を貴くするを常
とせしが、一旦寒潮に導かれて無人島に漂着せしことあり、朝鮮半島の東北近海に位せる
竹島松島の中の一なり云々云々。

これ從來五兵衛傳の萬口一律に唱ふる所なり、これ等の傳説、何處までが事實にて、何處
までが架空なりやは今詮索の必要なし、當時錢屋の扱品は、恰も今の三井物産會社の如く、
如何なる品にても、利ありと見れば扱はざることなかりし也、従つて航海區域亦廣く、支店
代理店、出張所の多かりしは當然なりといふべく、予の調査せし正確なるものゝみに見る
も、越前武生の金剛屋次郎兵衛、越中福光の一日市屋仁左衛門、和泉屋傳右衛門、及び伏木の
堀田善右衛門等は、皆其取引先にて、特に一日市屋の如きは、錢屋と密接なる取引上の關係
を有し、其手代某錢屋に疑獄起りしと聞くや、二里餘の自宅より早駕にて主家に駆け付け
んことし、謂へらく外國密貿易の件露顯せしならんこと、輿中に於て自ら刃に伏す、妻某女、夫の
舉動常にあらざるを異し、追跡するに數丁、路上鮮血の點々たるを見て、男勝りの氣象
忽にしてそれと合點し、草履を以て、地を染めたる鮮血を消しつゝ、主家に達せし時は、夫は
已に息絶え居たりといふ巷説は、事實の如何を暫く措き、兩家緊密なる關係を語る一證と

なり得らるべき乎。

蓋し船舶業者としての五兵衛は、宮腰本店には、喜太郎、佐八郎兩兒をして相携へて商務
に従事せしめ、己は寺中の僻村に隠居したりと雖も、衝天の意氣は、猶四疊半裏茶事に親し
むに甘んぜず、萬般の商略を指揮命令し、外に於ては要市要港に誠實なる支配人を置き、或
は諸所の信用ある豪商と結び、以て諸物貨の賣買取引を圓滑ならしめしものならん、今左
に文化八年南部方面の支配人たる加納丸船頭加納屋吉兵衛の報告書を掲げて、其奥羽地
方に向つて施せし商略の一斑を見ん。

一筆啓上奉候、向寒之砌御座候處、先以御旦那様奉始御一統様御揃、益御機嫌克可被遊御
坐、奉恐悅候、次に私義無事に而相暮候間、乍恐御安慮思召可被成下奉願上候。

一、加納丸之義先書に申上候九月二十日ミマヤ出帆仕候間、其後北風吹候間、沖國邊罷登
候圖りに而安心居候處、以外之義御座候、千右衛門殿未だ手紙參り不申候得共、箱館^⑤印
申來り候には、九月二十一日頃、に當地入舟可被成候而、東廻り圖にて道先相願、當月朔日
出帆仕候様申來候に付、誠に當惑可仕候餘り、不審御座候に付、段々深承り候處、木市之五
三郎殿船頭衆咄には、違無御座候様子御座候、同人は當月二日出帆仕候節箱館に居合候

様に舟中咄御座候、何共當惑可仕候成程九月二十三日山瀬盛に御座候得共、二十六日より晦日迄之日和は誠に上々北風に而、松前城下にも東廻り圖り舟に不殘西登仕候咄御座候然に同人義は何故に右日和に箱館滯舟可被成候哉、一向相譯不申、何共御申解無之、當惑仕候而重々奉恐入候、右日和罷登候は沖國迄は罷登候奉存候、同人圖りには、若西登仕候而、道園等相成候而者御申和解無之、東廻り候は年中には大阪登候義大丈夫御座候處より東廻り決心致候而、右日和に出帆不仕候奉存候、四五日も戌亥風御座候而、定メ出帆可仕候奉存候、十日前後も同様風故、此頃仙臺地罷登候奉存候、私の圖りには當地通りの風ならば、浦賀罷登候圖に御座候、此頃は時化無御座候而御安事被下間敷近々江戸表より能便參り候奉存候、霜月二十日には上方へ罷登候事、間違無之候間西登より安心御座候、同人物御座候得共、友表は三四度廻り候間、御心配被下間敷候、浦賀にて面白商内有之候奉察候、當年ハ粕昆布不足年柄故、花々數商内御座候奉存候、然し昆布之義は誠に高直に御座候、此度山本積入候昆布仕切左に。

一花折 九千三百七十五把 目方平均二百八十五匁
百十五匁 乘代千三十一貫二百五十匁

七〇 此金百四十七匁、永三十二匁一分四厘

一長折 貫目三千九百三十四貫三百七十四匁

三六此石百九石二斗八升八合二勺 乘八十五匁

代金九十二匁 永八十九匁五分

一長濱 貫目二千二百九貫九百八十九匁

四〇此石五十五石二斗四升九合七勺 乘六十五匁

代金六十五匁 九十一匁二分三厘

ハ金二百七十六匁永七十二匁八分七厘

一安渡 上々ハ粕 五十本

貫目千三百七十八貫四百匁

舟乘兩に二十三貫六百匁

代金五十八匁、永四十匁六分八厘

右之通り積入、此分同人に而出入可被成候間、金子之義私より御渡し申上候、別にノベチ積入之ハ粕大豆仕切書、不殘同人相渡し置候間、本數直段向之義、出入帳有之候間、御覽可

被成下候、何分にも能日和に而早々罷登候様に奉祈念候、尙又先書にも御申上候山本氏より、此度昆布三人仲間にて花折二萬把二百九十匁受取直段百貫七〇兩替長濱五十石乘五十五匁替買付、一人百匁つゝ相渡し申候、實は右品も下拙一人に而買入候圖りの處、面倒之譯柄に相成候間三ツこり仕候圖り御座候、夫に付、粕之義二三百石も有之候様子に付、同人等望候得共、私義は天草にて五十兩相渡し置候分、粕冬買向置、尙亦外に百兩也、冬買向極内相渡し置候間、有合私方相廻し吳候圖り御座候、左様思召可被成下、直段は外濱粕にて二十八匁乗位之物御座候間、何分買入可被下様に吳々申遣候間、多少共買付吳候、皆御座候、扱同家之先年取候金之義、度々催促仕候得共、一向相渡し不申候、明年是非々々番頭六兵衛殿國元罷登候上に而、御願筋有之候間、其節迄御用捨可被下候義申立、多少不拘入金に相成不申、誠に奉困入候、尤同家にも近年新鯨之難舟に而年々損分御座候間、困入候義御座候。

一、野邊地冬買大豆義先書にも御申上候通り、手堅方に而、御印仲間もの共に五百七十石百十七匁替冬買仕、代金相渡し候間、左様思召可被成下候、跡少し氣配にて、右直段に賣人無之旨申來り候、尤御指圖無之品に御座候間、跡買見合申候、粕之義何分買入度に付

夫々手廻り置候得共、先日より市川濱に而、兩に二本一分より二分迄に買人有之に付、野邊地一向下り不申、尤二本一二分、粕ノヘチ直殿致候得ば、九懸三十三匁七八分にも相當り候間、賣人無之、先日傘取次に而、印より三百五十本買入候外に、一本買不仕候得共、△〇印にも千本斗心當御座候に付、金子三百兩相廻し置候間、代呂もの手入候、宜候得共、直段未だ取極め不申候故、誠に困入申候、秋直段之一五替迄に申遣し候得共、荷主に而承知不仕、是非冬買直段斗申來候段、前々申參り誠に困入申候、何卒今一匁目餘手上ゲ致買入度奉存候、依之金子前廣相廻し置候間、三十二匁五分精々にて迄はては手入奉存候、今印金子三百兩も預け置、何分、粕買入可被下候段、吳々頼置候得共、是も夫々手廻し可被下候得共、次定事無之候間、困入申候、丑印にも熊嘉殿、粕千本斗藏入相成候得共、是も春賣仕候段、先方申參り候様子御座候に付、是非冬賣可被成下候段、丑印より態々申遣し可被下候得共、同様返事にて春迄見合申候様申來候様子困入申候、何卒今一應相盡し冬賣致度奉存候、兎角、粕私一手に買入度奉存候間、先日同家態々手紙遣候間、多分手入度奉存候、松前此頃は、粕追高直様子御座候、夫故箱館より八戸舟に而乗込、直に買付致候間、大きノヘチ買妨相成奉困入候、小口共、粕買付可被下候段、夫々手廻し置候間、左様思召

可被成下候。

一、兼而手持御印之義先達而より公印にも色々骨折被下候得共、此頃仰付には、右御印書替相成不申、十五匁達に而御買上可被成候段被仰付誠に困入申候、依之此度亦々御願立候には、高直御印御座候間何卒十七匁に御買上可被成下段御願候得共、一段申渡し候義御沙汰替相成候義無之候故當惑可仕候、何卒安利足にも相廻り候様仕度候に付公印にも段々心配可被下候得共、以實奉困入候、下米津上入無之候は相應の利分取候處、大さ手違何共御申和解無御座奉困入候。

一、當御上様御下け金之義如何可仕候哉、當春より金印其筋線込願立可被下候得共一向取上無之、金子受取不申候處、御上には勝手様子御座候、不法成義申斗無之候得共六ヶ敷時節にも相成候間、取入候方方様奉存候間、何卒御勘考可被成下候、早々御指圖被下度願上候、此度箱館御奉行村垣様御渡海に付、御公儀へ買入ヲロシヤ舟にて御乗舟御座候、右舟にヲロシヤ人九人乗込参り候、尤右異人は御雇人數御座候、當處に而米二千石積入江戸へ参り候咄御座候、右異人頭役者三人迄二三度上陸致し、青森は當地より港宜く候處より、異人望候様子御座候、依而一兩年之内には當地異舟乗込候由咄御座候、夫に付深

澤五萬石、御公儀料に相成ミ申風評取々御座候に付、御上様にも誠に御心配之様子御座候、萬々一右様事出來候而者面倒様に奉存候間、得ミ御勘考可被下候、然し此儀何一つ慥成事無御座候得共、先日村垣様御役人兩三人青森見分可被成候而、善五郎殿にも御内々、色々事御尋之様子御座候、何ヶ思召有之候様被考候間、下々色々評義可仕候、此段鳥渡申上候。

一、當貳心ん叶丸積下りもの義、荒々取片付仕切書御送り申上候間、御覽可被下候、大判義利分無之候得共、賣拂候得共、篠卷には頓ミ奉困入候、先日色々精落致候處一向望人無之、延致候而も元銀には相成兼候、回印二日延百五十匁位ならば望人有之候哉、誠に當惑可仕候、店方には綿作宜候見込にて春は下直奉存候間、一向に買入不申、尤當夏より種綿相應に鯨ヶ澤入込候處、元來種わた、秋田大館邊多く引取り候處、碇ヶ關之出津着荷相成、一本秋田参り不申候に付、弘前に而篠卷出來候處より不捌相成申候、彌助殿積送候種綿、何共直段不抱望人無之誠に奉困入候、半紙餘り高直故に望人無御座候、是者此頃より入用品に御座候間、精々賣捌度奉存候、總別に下りもの元高直故に誠に困入申候。

一生蠟之義、鯨ヶ澤入込候處、彼地に而直安賣拂候處、弘前より望人來り不申に付、誠に不

捌奉困入候、當春朝日丸之分三十カマス之内、かへ十一貫此度二百二十八匁かへ之カマス賣拂、殘十六カマス有之候、叫丸積下り十匁御座候、何共困り入申候、尙又朝日丸大判之内、國印二箇[㊤]印一箇[㊦]三箇之分、代呂もの誠に惡敷、六十枚抑に而直段不抱望人無之、誠に困入申候、依而此後も當地御下大判わた、七十五枚より七十枚折なら而は望人無之候間、此段船頭衆御申付置可被成下奉願上候。

一明春御下り舟には下りもの爲御積可被下候は、玉砂糖蜜床伸繼何程に而も有合是は一割付大丈夫御座候、若し不足御座候は大阪舟は津入出百本餘も爲積可被下候懸仕切一割半に而三盆白上十一、中白上々二十丁、備後表百束一印二印代にて、花御座も二十三束、大判わた直段下直相成候は、白菊松竹梅御臺印十箇つゝ、右は七十五枚折篠卷右同斷ならば、四五十[㊤]五十[㊦]印五十金印二十保三谷印は五十斗、半紙下直に相成候は、一三十九[△]二十九[△]、大は割合不宜候間十九斗入まぜ可被下候、七島上々七八十、や百、や屋白菊髪付十箱斗、鹽は春は三十四五匁見當御座候間、舟に下、千取や爲積可被下候、國分一羽鶴、二羽鶴として七八樽、五寸より七寸迄竹三百束也、五百束也、爲積可被下候、織[□]二十本斗、外に糸、忠ギ木綿無地もの諸兩面等津輕向色々取にて十箇斗御下し可被下候、如何御

座候哉、左候時には金登に入金圖りにて仕出候て被下候は、大體元金納候奉存候間、金廻しの融通にも相成候間、得^こ御勘考可被下候、外出し不向御座候間、糸右ならば取納候奉存候、下りもの、義舟に御廻り方により過不足御差圖可被下候、輕少々有之候宜候間、得^こ御勘考可被成下候、奉願上候。

一ミマヤの材木取かへ候金子之義、未だ入金相成不申誠に困入申候、齋舊來り候に付嚴敷引合仕候處、同人も何分御申和解無御座候得共、兼て御見聞之通りに算用、師藤の分兩山にて一萬五六千石有之候得共、一向積舟參り不申候處、不融通申斗無御座、金主方申和解不相立候間、右有合材木金主方相渡し申立候、直段荒々取極り候間、同人被申候には誠に御氣毒千萬奉存候得共、一流金主に而承知仕候而、材木引請可被下時には、私にも御取かへ、元利丈は材木に而受取吳候様之相段故、頼^こ當惑可仕候、金子に而受取候申居候内に、外方材木引上げ候時には金子出道も無之^こ相考候間、兎角代呂物に而も受取候專用奉存候間、何卒御申和解無御座候得共、外方に而代呂ものに而受取候事、直段也候間、無據次第に御座候間、材木受取別卷にして齋舊殿預け置候而、明春賣拂候哉、亦是登候哉、此義誠に相段相成候時には、無據受取候間、此段宜敷御承引可被成下候。

一澤屋大豆代扱、山丈を以度々催促仕候處同家願には、五ヶ年無利足年割受取吳候様頼候得共中々承知仕候義無之懸合中々に御座候、不殘渡之方六ヶ敷奉致候間、極意は當金半分殘二三年割に而受取候事取極め候より致方無之候奉存候、追々御模様御申上度候。

一當處大豆之義、抑々相片付別書調書差上候間、御覽可被下候、右之内八十七之取組有之候、四十一出來候に付無據四二匁に而賣拂候事取極め、皆拂相成候間、此段不惡御承引可被下候、外に中勘出入帳並に下りもの仕切書奉差上候間、御落手可被下候、而夫々御引合可被下候奉願候、五月御送之差引に違有之候間、尙更御引合可被成下候。

一店內も餘程引下ゲ候様子、九月下而霜月切十四迄に取引仕候様子、秋田模様一向相譯不申候、朝日丸之義九月二十六日より日和には定め罷登可被成候奉存候、御同人明三日渡新穀五百石買入可被成候分、割合之者奉存候、當處は松前少し下落故米積船も無之候得共、新穀御印三十匁被仰付候、出米五十匁乘八十三四匁相成不申、左候得ば松前相場つくく、御座候得共、同地極月にも相成候は十四匁四五分には相成候奉存候、右直段也、こは相場着荷相成申候、此頃は一向上方様子相知不申候、米大豆、粕等も如何模様、に御座候哉、早々御爲知可被下候、當年中國邊之冬買如何御座候哉、近々態人も御下し可被遊候。

奉存候其節は定め御差圖可被下候奉察入候。

一金子之義出入書之通り殘金有之差當買もの無之候間、當分爲替仕候圖り御座候尙更入用節取組度奉存候間、左様御承引可被成下候。

一又二條之義別書にも荒々御申上候得共、委細之義河五殿御願申上候間、何卒御相段之上に而、早々御差圖被下候様願上候、先日態人爲罷登度候得共、手紙斗に而は相譯兼候間、河五殿委細御願申上候、依而少し延意相成申候、同人義八月四日城下に而破舟尙九月四日十三濱彌三郎殿破舟、重々御難何共御氣毒千萬奉存候。

一木綿御仕入方之義如何可被下候哉、御得意先より度々御頼合に付何共困入申候、明年御見合御座候得ば、無據方より御頼合之分は上貨屋に而御仕入可被下候様奉願上候、實は當年御仕入方之義誠に請宜、殊に大暑も宜候處、商内有之候に付、皆々御歡御座候間、何卒御工夫可被下候、而御仕入相成候得ば、青森表も手堅方より頼合預候、廉有之候間、懸合なしに而正金引替にして取組候間、御得意之御手切相成不申候様に多少つ、仕入被下而如何御座候哉、此段早々御返事可被下候様吳々奉願上候。

一差引書之義過急に出來候事故間違等有之候難斗候間、跡より手紙に而申上候間、左様

御承引可被成下候、外に申上度義色々有之候得共、餘長文相成候故、文略御免可被下候、右は早々御報旁加斯御座候、恐々謹言

酉十月二十三日

加納屋

御檀那様

吉兵衛

佐八郎様

御店中様

『文中誤字脱字不明の字多きも特に原文の儘を掲ぐ』

之によりて見れば、五兵衛が中國(沖國又は中國)と書く(鞆)友と書く(九州)天草、大阪、浦賀、江戸、仙臺、秋田、青森、弘前、津輕、箱館、松前等日本全版圖の要津に通商航海せしことは、最早傳説にあらずして事實也、第六章に記せしが如く、彼れ曩に北海道貿易の先輩高田屋嘉兵衛の船を譲り受け、又大野便吉等より北海道に關する新智識を得、而して大膽に航海するこゝ斯の如し。

其拓きたる富源はさいへば、曰く、鯡、鮪、昆布、大豆、これ北陸米を北海道に賣りて買求め

歸れる品也、曰く大判、綿、種綿、半紙、生蠟、玉砂糖、蜜、三盆上砂糖、鹽、織物、糸、木綿、備後表、花、莫座、花御座、さあり、米、これ國産又は大阪、中國より仕入れて、東北地方に賣捌きし也、曰く材木、これ南部方面より買取るもの、主眼也、以て如何に多くの種類を扱ひしかを知るべからずや。書中注意すべきは露西亞人上陸の一條也、蓋し五兵衛は其以前より露人と交易せしやも、知れざれど、文政八年加納屋が露人の消息を傳へ來りしを興起として、露人との貿易するに至りしと見るも、差支へなかるべし、よしや交易の事は秘密ゆゑ、記録の探り難きものあるにもせよ、此書面は五兵衛密貿易の一端を不用意の間に洩せしものにあらざるなからんや、更に當時幕府が露船を購入し、露國人を九名までも雇ひ入れし消息の漏洩は、鎖國時代外交史實の一大發見たらずんばあらざる也。

其青森に於ける商取引は、上に示す如く南部方面と同じくして、青森の豪商山本理右衛門は、五兵衛の孫余三郎の代までも、相變らず商取引せし家にて、今尙青森の富豪たり、其船頭久次郎は河北瀉埋立事件に關聯せる連累者にして、瀉埋立に使用せる石灰は、其過半を山本家より購入せりと傳へらるゝに見ても、兩家の關係如何に親密なりしかを知るに難からず、左の書面は、五兵衛が同地に於ける商行爲の一端を見るの資ならんか、曰く、

一筆啓上仕候、餘寒難退候處、先以御揃益々御機嫌能可被遊御座、珍重御義奉南山候、當方無事罷在候間、乍憚御安眠被成下度奉存候。

一其後は良久敷御伺不申上、失敬之段多罪眞平御高免被成下度奉希上候、將又去十月二十四日付の尊書、青森迄の御飛脚便に被下、難有相讀仕候處、兼而拜借金此度吉兵衛様御登に付、元利御渡可申上様、母被仰下、御書中之趣迭に承知仕御申譯無御座、汗面罷在申候、隨而此度態々清兵衛様御出被下、夫々御引合仕候に付、一ヶ年材木千石づゝ爲差登、明亥年より向卯年迄五ヶ年賦に御取極め、則約定證文御渡申上候間、御熟覽被成下度奉存候、且當地之産昆布、粕多少も吉兵衛分手入次第御相談申上候様被仰下、委細承知仕候被及御聞も被爲有候哉、拙店にて此節昆布方並間方役材木類新鱈共支配罷在候間、何分御添心御引廻被成下度、偏に奉希上候。

一武次助義茂、昨年上京の御地罷上、段々之御厚禮旁御物語可仕之處、江戸表不時用事出来に無據不得拜顔、今更殘多奉存候、尙明年も罷登候間、其節者是非參上、緩々得拜顔申度奉存候、餘は清兵衛様口上に而申上候間、宜敷御聞上被成下度奉願上候、先は貴報旁々時下御伺迄呈愚札候、恐惶謹言。

十二月二十日

山本理右衛門

錢屋五兵衛様

彼が大阪表の取引模様は、今詳細を知るに由なし、雖も天下を相手の商法が天下の臺所たる大阪を元仕入地とするは、勿論御用船常安丸を大阪前垂島にて建造せし如き、加納屋吉兵衛の書面に大阪の事を漏せし如きに見ても、大阪との關係が如何に濃厚なりしかを推知し得べく、江戸に向つては、主として米を輸入せしもの、如し、當時江戸在住の松屋傳四郎よりの書翰に曰く、

春寒剛御座候處、彌御家内御揃益御壯榮可被遊御座奉、恐悅候、隨而此元無異罷在申候、下拙足痛之儀も春に成寒明申候故哉、大きに宜舗最早近道に罷越候に杖もいらぬ様に相成悦居候間、御休息思召可被下候、然者去十一月兩度之御狀相届、則ち十二月十九日出に飛脚所へ指出申候、定而相届御覽可被下、與奉察候、去暮掛方相應に御取集被遊候哉、御様子承度御座候。

一去暮二十九日之夜六時半時に石町二丁目横町より失火、同町四丁目三丁目銀町四丁目三丁目岩附町不殘十間店本町四丁目三丁目焼失仕候、右火元は私方より漸三丁目

御座候處、最初北風に而下拙宅の向角迄燒候、然處九ツ時より西風に相成本町四丁目の方へ燒參り、尤私方は風下に而やね中へ火の粉夥敷落、大勢上り打消、見せ土藏間戸々前不殘打日本迄塗、既に燒失可仕候處、佛神之御守に候哉あやうき所を逃れ大慶に奉存候、私町内店土藏に無之家には火消人足大勢上り半燒同様に相成申候、私方は見せ土藏故損じ不申、尤千右衛門様御屋舖より大勢御出被下、其外三河町一統御出被下、勝手建家やねへは火消等上げ不申、手人にてふせぎ候故少々ならで損じ不申候、右燒失場所凡四町四方、釜戸數は千斗に御座候而七ツ時より暮六ツ時半まで燒申候、大晦日も右出火にて取引方無御座、別而本町三丁目四丁目は藥種問屋木綿問屋等に而江戸中の指支に相成誠に大變に御座候、しかし私は掛もなし拂は少く御座候處、夫々相拂候、難儀正月も仕候間御安心可被下候、見せ商方も春に至少々宛御座候、此もやうに而は追々商も可有之に被存候、乍去去年中の病氣其外諸入用等多分相罹り、又々借金に相成困り居申候、去十二月十日出に又右衛門殿迄荒増勘定申上候通に御座候、店方も當年の處さへ取續申候得ば、大體五六人位に渡世には可相成、存候間、何卒宜舖御勘辨被成下候様奉願上候、委細は又右衛門殿迄申上候間御聞濟可被下候。

一此元諸相場も舊冬申上候通先同事に御座候米之儀は仙臺の方上作之風聞に御座候間、當時上向は無之に奉察候、しかし正月小の年は不宜に申事承り申候間、三四月頃に至若下落仕候は、其所が買、存候、何れ當年は夏に至少々不順に而も上向は多分、存候間御油斷は被遊間敷候、米方委、事承合度御座候得共、去年より外出不仕故、さうも髓成義不承、猶更少暖にも成候は、承合委細可申上候、扱甚申上兼候得共、今一度得御意申度御座候間、何卒御下り被下候様奉願上候、御商賣方御繁多に而御他行は、迎も六ヶ敷御事、篤に承知仕居候得共、老少不定之世の中に御座候へば、私こても何時無常の風來り候哉、存候へば、誠に心ほそく御座候間、此世の御おさめに一目得尊顏候へば十分に御座候間、宜敷御手繰被遊候而御下りの程奉、希上候、兎角文通に而は難申上事共、多御座候間、如斯に申上候、先は右申上度、書外追々可申上候、猶春寒御凌可被遊候様奉、祈候、恐惶謹言。

松屋

正月八日

傳四郎花押

橘五兵衛様

二啓申上候、御年玉に何ぞ指上申度奉、存候得共、有様は錢出候事をいさる申候、依而有合

之品に而甚龜末に御座候得共、御齒磨十袋保命丹一箱奉獻候、此齒磨は藥入に而能書之通に御座候保命丹はたんせきには奇妙に宜、五七年以前よりたん咳に而難儀被成候御方、舊冬より五七人も此藥にて相直り、則ち右衛門様御近付之御方に御座候尤重きは外に吞汁せん藥相添申候、若したんに而御難儀之御方御座候は、可被仰下候、左候へば右ねりやくにせんやく相添上可申候、扱又乳の痛の一切の妙藥去冬傳受仕、是も二三人せんやくのふくにて本服被成候、是は請合上可申候、此外色々珍敷療治習ひ申候間、私存命之内に御ゆつくり申度御座候文通に而は少しわかりかね候事も御座候、しかし若病氣に相成候へば、書立爲指登可申候間、左様に思召可被下候以上。

何ぞ親切なる書面なるや、彼は此の如く廣く各地に交易し、利のある所如何なる人にも交はり、如何なる品をも扱ひたりしなり、明治に入りて彼の孫余三郎が、伏木の豪商堀田善右衛門を訴へて敗れたる預け品取戻し事件は、亦五兵衛當時の商業を見る一の資料たらん、序を以て左に掲げん。

裁 決 書

石川縣第十一大區二小區加賀國石川郡金石上越前町商

清水余三郎

右代人

同縣第十大區四小區加賀國石川郡金澤尾張町商

原告 加藤孝二郎

預け綿取戻之件

同縣第四大區二小區越中國射水郡新湊伏木町仲買問屋

被告 堀田善右衛門

其方元詞訟審問遂ぐる處原告訴ふる要旨は亡父清水喜太郎儀、弘化度大阪表にて買入たる締綿三十箇にて四百二十貫目、船積の上越中國伏木湊へ着船、被告へ賣捌方相托し、弘化五申年三月五日附の預り書を取置き、追て代金受取に相越す處、未だ賣却せざる旨被告申聞るに付、右品取戻方掛合中の旨余三郎成長の上手代共より承知せしにより、爾來内證屢々掛合に及ぶ、雖も、右綿は無之に付代金を以て償却可致杯申聞る迄にて不埒明に付、明治十年二月に至り始めて預け品取戻の訴に及びたりし、陳述せり。被告答ふる要旨は仲買問屋營業上に於て、原告先代喜太郎は種々の取引も有之處、該

訴の締綿は喜太郎より賣捌きの委託を受け賣拂、其代金は勘定済にして該品は尋常預りの物品に無之旨答辯す。
因て判決する左の如し。

原告に於て弘化五年度被告へ預け置きたる締綿を受取可く、内證屢々催促に相越したる旨陳述すれども、被告へ對し催促したるの證左なく、又商賣の身こし同業の仲買問屋へ商品の賣捌方を委託したる以來殆ど三十ヶ年の久しき、唯催促したるのみにして其儘指置くべき情理なし、仍て原告に於て今更之を取戻すべき理由なきものなりとす右之通裁判申渡す者也

明治十年四月十六日

金澤裁判所印

○
裁 決 書

石川縣第十一大區二小區加賀國石川郡金石上越前町商

清水余三郎

右代人

同縣第十大區四小區加賀國石川郡金澤尾張町商

原告 加藤孝二郎

預ケ鐵取戻之件

同縣第四大區二小區越中國射水郡新湊伏木町仲買問屋

被告 堀田善右衛門

其方共詞訴遂審問處

原告訴ふる要旨は亡父清水喜太郎儀、弘化度出雲國製造の鐵四十四束にて五百二十八貫目買入、右は商品に付船積の上越中國伏木湊へ着船、一時被告へ相預け、弘化三年八月二十五日附の預り證書を取置、追て受取に相越處不相渡に付、取戻方掛合中の旨余三郎成長の上手代共より承知せしにより、爾來内證屢々掛合に及ぶ、雖も、右鐵は無之に付代金を以て償却可致、却申聞不埒明に付、明治十年二月に至り始めて預ケ品取戻の詞訟に及びたりと陳述せり。

被告答ふる要旨は、仲買問屋營業上に於て原告先代喜太郎は種々の取引も有之處、該

訟の製鐵は營業上により委託を受け、一時藏入の上喜太郎の依頼に任せ賣捌き、其代金勘定濟なることは自己の帳簿に明記しあり、其帳簿たるや弘化度の古帳簿にて今新たに作爲すべきものにあらざるを以て、譬へ原告の證印なくも勘定濟の證據をなすに足るべしと辯辨せり。

因て判決する左の如し。

原告に於て弘化三年度被告へ預け置きたる製鐵を請取可く、内證屢々催促に相越したる旨陳述すれども、被告へ對し催促したるの證左なく、又商賣の身とし、一時預け置きたる商品を三十ヶ年餘の久しき其儘指置くべき情理なし、仍て原告に於て今更之を取戻すべき理由なきものなりとす

右之通裁判申渡す者也

明治十年四月十六日

金澤裁判所印

最後に予は五兵衛が加賀藩御用といひしは決して僭越にあらずして、當時の前田家は五兵衛を以て代理者とし、暗に之を保護して、此大仕掛の通商貿易を爲さしめしならん

の證據を提供するの時機に達したり、請ふ先づ五兵衛の番頭吳春なるものが、蠟燭鹽取引云々の情意兼ね到れる左の二翰を見よ。

猶々舊冬より當夏迄被下候御紙面新瀉に留置漸當秋中江戸表へ参り拜見仕候、且當十月十四日出之御紙面も相届相見仕候、夫々無相違相届申候也。

勇助殿を以御紙面被下難有奉拜見候、嚴寒之砌に御座候處、先以其御表御家内御揃益御機嫌克被遊御座珍重之御儀奉存候、隨而野生無異罷在申候、此度長谷川十内様、渡邊久右衛門様、並勇助殿道中無異に而當十八日に此元へ御下着に御座候、御安慮可被下候。

一右御兩人様御地にて段々御懸合之上思召通之書附等御渡被成、則御書勇助殿より拜見仕候處、御尤之御事、依而此元御役人中、右之段申上御評議中之内、小野權之丞様、私罷上御内々委細申上候處、御承引被成、段々於御役所ニ御評議之上、彌御頼通鹽方斗之儀は當年限りに而相止、敷鹽代金御押之分も不殘御渡し被下候様に相極り、未だ被仰渡無御座候得共、今日渡邊久右衛門様私方へ御越御内々右之趣相違無之段、被御聞候間、左様御承知可被下候、新瀉表入出役相除き候儀も甚六ヶ敷趣相聞候故、外致方無之故、右之通に相極め候與奉存候。

一御蠟燭直引並錢割之義も先日より私産物方御役人中様へ罷上、御内々御願置候處、何れ右長谷川様等御下着之上ならで相分り不申段被仰聞、此度右一件も久右衛門様夫々御達被下候處、未御詮議中に而相譯り不申、何分月迫及候故何れ早春之御沙汰に相成様相聞申候、猶又私共も産物方御役人中様へ懸廻り、是非く右願通に被仰付候様仕度相働罷在候、御鹽方並蠟燭直引等之義も春は早々表向にて被仰渡候與奉存候、誠に此度鹽方御出金御指引書も拜見仕候處、過分至極の御損金に相成扱々可申上様も無御座候、後悔先に不立こは申ながら、去五月初而七左衛門等罷下、治助殿へ右支配被仰付候節、兎も損之方承り候故、六月々中迄治助殿へ御請爲致不申、私斗破談之趣申立罷在候得共、兎角治助殿を七左衛門宿へ引取日向殿等大勢に而申かすめ、無據右之仕合に相成誠に、残念至極に奉存候、乍去今更是非もなき次第に御座候間、前世之定り事與思召御用捨可被下候、天道様も御座候は、一度入合も可有御座候間、御病氣御求め不被下様奉祈候。

一御役人中へ勇助殿より金子貸附有之段、相糺候様被仰付、則同人聞糺候處、渡邊久左衛門様へ金子五兩、宿中條平兵衛殿へ金五兩かし、附有之由被申聞、其外に無之段申聞候、是等も春迄には取立可申候、且又此度勇助殿道中より鹽鯉二本、烏賊黒作等持參被致候に

付、此鯉四枚に致御鹽方御役人中へ配り、外に酒五升に黒作一曲添候、而産物方へも爲配申候、此等も産物方等願上候に付、けんもん入用之様皆々被仰聞候へ共、成だけ差扣候、此上金子費不申様、勇助殿へ能々示談致居候間、御安事被下間敷候、一勇助殿當年二十兩斗も遣込候由、是又追々和らかに申して聞糺可申候、治助殿は七左衛門へ詮議に被遣候由、是又承知仕候、必御油斷被成間敷候、誠にあきれ果た人物衆に御座候。

一秋山米一件も無油斷先達より書附調石川源藏様へ差上置候處、廻米御奉行様並其懸りの池上源九郎様等、十月より近國へ御出起被成、漸此間御歸り故、未御吟味無之、是も夫々手配り致置候間、早春は急に御吟味に可相成被奉存候、右之外北方米も澁谷より受取、御内米百兩餘も不足に相成居、是も願書出置候間、追々取立可申候、右兩様共取立候上は、如仰此元出立何國へ成、こも罷越、佛法而已に身體極め可申了簡に御座候間、左様思召可被下候。

一澁谷勝吾之大盜人は江戸に當盆前迄滞留致居候處、彼地無案内にて出奔致越後へ罷下、新田場所馳廻り居候處、江戸御勘定所之役人より申唱候故、出雲崎御禪屋御役人に被召捕入牢致居候處、此間主從三人トウマル駕籠に乗江戸へひかれ候由承り申候、右澁谷

は御公儀様之似せ役を語り候故此度は重き罪人に御座候是迄私油斷は不仕候得共迷惑爲致候ても命を取候より他事なく其上信平殿去秋中より越後新田之志願有之右一件御吟味願出候而は平氏志願も不成就爰之處察罷在然處此度信平殿志願成就左之通越後國岩船郡願人山之麓上杉彈正大弼様御預り所字中原野與申場所凡一萬五千石餘之新田開發江戸表は不及申上杉様御役人中首尾能村方一統御請證文差出彌開發に取懸り可申段被仰渡並胎内川之兩端二萬石斗是は天領出雲崎御鐔屋村是も荒増成就尤金主は大阪久寶寺町錢屋左兵衛殿等にて則右場所見分被致越後より北國通り當九月中被登信平殿は先月より此元迄罷越是より江戸へ罷越御達申上直様同人大阪表金主方へ被罷登候へば此度金子手に入り候儀は委細相違も無之趣御同人儀此元明二十八日出立來二月中には此元被罷下候筈依之右澁谷一件は元來平氏の口添に而大變出來仕候而大金損失之儀に候間來二月中迄に金高之内五百兩私へ可相渡段被申聞其餘は追々相濟可申趣具に約定證文一札受取申候間此段御氣張可被下候今度は間違不申儀段々外々に而聞札置候尤御同人右に付越後松井七五三與申發當人の屋舖内に信平殿屋舖新に建是又此元より見届に差遣相違も無之其上是より江戸大阪迄被罷登候入用

路用金も不少所是皆越後之金主殿より被差出彌開發成就の趣に御座候善は急け惡は延こは此節の事歟少は悦居申候是以手に不取内は當てにも不相成候へ共萬事都合能事故大體違も無之與存候右開發場繪圖面並上杉様御公儀様へ之願書等迄寫取置候へ共是は來年金子受取爲持上げ候節入貴覽可申候乍此上何卒右の金子手に入候へば少しは申譯にも可相成與神佛を拜し奉祈居候右之通に相成候上は前文之通私身を隠し申度最早此世も末なき身に候へば佛の感恩報謝するより外無之一心相極罷在候間必御案事被下間敷候吳々も是迄大金を引受過分御損を懸候が殘念故何こかして少々にても申譯を仕度存念心にこりかたまり乍憚未だ血留り不申難儀至極罷在候得共前文之趣意立不申内は中々死に而も生還り申心中に御座候間今暫之處御免可被下候申上度事は山々御座候へ共如此筆を持候へば涙斗流し候而無據文略仕候書落したる事有之候こも御用捨可被下候先は右申上度如此に御座候猶此未文通は不仕來春鹽方並蠟燭等之義手切れ之上勇助殿爲差登可申候其節書外可申上候恐惶

極月二十七日

吳春花押

龜巢様

猶々寒氣御厭被遊候而御機嫌克春を御迎被遊候様奉祈居候事。

○
新春之御吉慶千里同風目出度申納候、先以其御表御家内御揃益々御壯健御超歲可被遊御座珍重之御儀に奉存候、隨而野子無異罷在候御休意思召可被下候、然者去十二月二十七日認書狀江戸淺草桐谷平助殿へ差遣、同人方より松任屋彌助様方迄爲御登申候、定而相届御承知ニ奉存候得共爲念又々申上候、勇助殿舊冬十一月十八日に御役人様方同道に而無異此元へ着被致候に付、則御鹽方は御願書等被遣拜見仕夫々内々御願申上候處、御評儀末被仰渡は無之候得共相違無御座趣、尤備鹽代金等も夫々御渡し可被下之筈、則小野權之丞様より御内々承知仕候、且御蠟燭の儀は産物方御役人中様へ直々罷上段々相歎申上置候處、是又此度改而書附を以可願出之旨岩田悅之丞様被仰候に付、別紙之通書附調正月十三日に御役所へ差出候處、此節御奉行様之御手元へ出御評議中、勿論御直段引錢割等之儀は御家老様之御會所へ御窺に相成、御差圖を請可申渡段相聞へ申候、然處今度新潟久之助殿松前より罷歸り候て此元へ罷越、右蠟燭賣仕切等持參被致候に付、猶又今日右仕切書御役人中様へ差上御覽に入申候而、彌損之處申立候間、追付願方御沙

汰も可有御座與奉存候、片時も油斷不仕打懸り罷在候間、左様思召可被下候。

一御鹽方月賦渡り之金子も御引替御渡可被下候様、此前願出居候、差當新潟蠟燭引當金之分相濟し申度、其餘も願上候而引受、勇助殿一日も早く爲相登申度奉存候。

一廻米方並御郡役所御懸合之書附も差出候處、此節御吟味最中に御座候、何卒品能取立早々相片付申度奉存候。

一舊冬奉申上候平氏之儀も此節江戸出立大阪表へ罷登り候哉與存候、何卒大阪金主首尾能様氣張申事に候、右成就仕候得ば急度辨金爲致請取差上可申候間、是又御氣張可被下候。

一長谷川十内様ニ極内々にて御咄には鹽方町在共郡御役所之御計に可相成趣、左候得者高三萬俵程之事に而代金は御役所より御出、新潟表に而鹽直々現金に御買立可被成趣に付、是迄過分の損金致し候貴家様故何卒鹽方縁つなぎ仕置度、就夫手船を以上方におゐて鹽目方一俵に付十五貫五百目位に、上方其場所積入之節改而俵造り、直新潟へ積下り候へば直段之儀は時之相場に候へ共、並鹽目方平均十三貫五百目あれば其割合を以買請代金船手へ引替御渡しに相成、左候へば元船より道船へ直様積移し致に相成候

へば、新潟水揚藏敷作り賃等一俵に付二十文程づ、相除き申候此錢三萬俵には六百貫文斗有之、此六百貫文を船手へ半分残半分は爲御益郡役所へ可差上趣に致置候而、今一兩年も右貫目に而積下り候へば畢竟は會津様上方直御仕入之趣に致、新潟仲御役等相除候處へ至り、左候へば手船を以積下り候へば幾分は相應の徳用にも可相成、尤右之趣に仕置候而も積下り候節新潟表鹽下直に而引合不申時は、佐渡より何方へ成こも差向可申、又一統同値段位之時は新潟へ入船致し候へ者、直々會津様の御役人の鹽相渡し代金請取候へばはかこり申儀に候間、船手勝手次第之事に取極置候は、可然様御内々被仰、此段彌郡御役所斗に相極候上は、右之趣書附を以願出候は、隨今御聞濟に相成可申、依而御地へ一應示談可致候様此間私共兩人へ被仰聞候に付、相考候へば右之仕法に願上置候、而も何にも差支申儀無之上上にて冬買に而も被成置御積下り被成候へば、畢竟は相應之株にも可相成與存候間、此儀は勇助殿與私與兩人之願に致置度、其上思召に不叶候而も一向差支申儀は無之に被奉存候、此段前廣に鳥渡申上置候、宜敷御承知置可被下候、何れ上方買場次第にて時により仕切に一俵高に致下り候へば元金之處に而利潤も有之、又は三田尻鹽を松永鹽に作り替積下り候而も隨分御引受に可相成趣も、前々之

例も有之候間爰の處も御考船頭衆へ能々申含被遣候へば、何様にも徳用に可相成、義茂可有御座被奉存候。

一此度久之助殿並勇助殿より承り候へば去秋御手船平兵衛殿松前へ蠟燭積下り候節、松前にて折節積荷無之に付彼地問屋衆九月中旬迄見合罷在候へば、新あじ爲積新潟迄罷登候へば、急度利潤有之尤代金は何程にても取替爲積可申段、船頭御進め被成候處、平兵衛殿不承知に而粕積登り候由、右新あじ積登り候へば彼地相場錢四貫文に二十三本かへ、新潟相場金一兩に二十二本に御座候、左候へば五割の潤澤に相成可申處、扱々残念之至與被申候、此段平兵衛殿へ急度御申付可然、船頭も可致者が先方より海上有之、金子貨渡し荷物爲積可申趣被進候儀は、慥成覺無之而は御進も有間敷筈、さふも平兵衛殿儀は不得其意、仁與相考申、能々御糺可被成候、先は右申上度、猶書外久之助殿より御聞取可被下候。

一此度久之助御地へ罷登申に付道中遣金入用之由勇助殿より被申聞、依而私より金二兩かし渡し申候間、左様思召可被下候、右用文迄早々如此に御座候、恐惶。

正月十九日

吳春花押

龜巢様

尙々別紙五右門殿へ御届可申候、去年中一度も文通不致故此度久々にて差遣候間、くれ〱御届可被下候、以上。

書中二通も繰り返しつゝある蠟燭鹽の二商品は、實に左記番頭勇助の願書に相關聯するものなり、曰く。

一乍恐以書附奉願上候

一去々年奉引受候御蠟燭百八箇之内四十個加州表の雇船を以爲積登候處沖合に而破船致相捨候、残六十八箇は加州表入蠟燭願方未御聞濟無御座故、新潟表に預け置猶又去年中奉引受候五百四十箇之内二百十六箇手船を以松前表へ積下候處不向に而賣不申、尤松前表直段十二割位にて其内運賃口錢懸り等引去候得共十一割にも相成不申故、彼地に預け置、残百二十四箇は是亦新潟表に預け置、二ケ年分共未一箇茂賣捌に不相成儀は、舊冬加州表へ御出役被成下候御役人様方御覽受之通に而、藏敷利足等數月相懸り、其上去年中奉申上候通打痛み等も多分有之、且又御鹽御蠟燭交易の積に而、二品共定直段に奉申上置候處、折節鹽直段大高直に相成過分之損失、誠に諸雜用費等存外相懸り右兩

様之出金高之内、凡千兩程之損金に相成、祕至候は難義仕候間、何卒御直段之内一割方御直引被爲成下候様奉願上候、錢割之儀、茂去年中御願奉申上候通、御鹽方錢割は様々被爲成下候様是亦奉願上候、前書之通御蠟燭未其儘預け有之、賣捌不申迷惑至極仕候得共、去年中御出來殘蠟燭之分も此度不殘奉引受候間、甚恐多奉存候得共、格別御哀憐を以右願之通被爲仰付被下置候は、源々難有仕合に奉存候、以上

橘五兵衛代

文政十一年亥正月

勇助

産物

御役所

前書相認正月十三日に御役所に差出申候。

以上三書を對照し、特に最後に引きし、手代勇助が江戸詰なる加賀藩の産物役所に提出せる願書の副寫により見れば、是に初めて五兵衛の商品たる鹽や蠟燭や、事實に於て加賀藩の商賣たるを知らるゝにあらずや、是に於て乎知る、五兵衛の機略は前田家に見出され、或る點までは其代理行爲を爲せしものなるを、果して然らば常安丸常豊丸の二隻のみな

らず、彼れの船が悉く加賀藩御用といふも、何の不思議かあらんや。

若し夫れ河北潟事件と共に五兵衛に對する問題の中心たる海外密貿易の消息は、請ふ之を次章に述べん。

第九章

これが漂流の真相か

米國説は好事家の想像

五兵衛が國禁を侵して密貿易せしこゝを徵すべきの文獻なきは當然也、是に於て乎其密貿易談は傳説に傳説を生み、宛として冒險小説を讀むが如くになりぬ。

天保三年の春、五兵衛二千三百石の船に米麥大豆小豆等を積み、十一人の水夫を率ゐてエトロフに赴くべく、五月七日出羽の前崎に碇泊したり、其夜俄に颶風起り波浪山の崩るゝが如く襲來し、船は忽ち渺茫たる洋中に吹き流されしのみならず、帆裂け、楫折れ、飲水盡き、今は如何ともする能はざるより、一同は唯風波の翻弄に任せて沈没の時を待つのみ、然れども天未だ彼を棄てざりけん、幸に米國の一商船に救はれて彼地に着す、蓋しこれ桑港を距る五里の地にして、ブレイトンといふ所なり。

五兵衛米國に在るこゝ數月親しく文物の開化、商業の殷盛を見て羨慕の情に堪へず、自

ら髪を断ちて歸化せんまで思ひしも、更に考ふる所ありて之を止め、天保三年十一月、米船によりて伊豆の下田に送還せらる、幕府彼が異装を怪しみて捕へしも、米國に漂流せし旨を言上せしを以て幸に許されたり。

翌年五月二日彼は更に二千五百石積の太平丸に乗り、提燈、傘、竹杖、赤合羽扇子、團扇等を満載して渡米す、米人未見の珍品に狂喜し、且五兵衛が萬里の波濤を事をもせず一葉の扁舟に乗じて遠く來りし膽力を喧傳し、争ふて交易を乞ふ、桑港の豪商フレンチアックス、深く彼が商略の膽力を賞し、東洋文明の指導者となりて列國との通商貿易を開くべきを勸む、五兵衛喟然として歎じて曰く、現時の日本、一切の政權收めて徳川幕府にあり、帝王あり、雖も無きに等し、今次の渡米若し幕吏の耳に入らば、予は忽ち捕えられて嚴罰に處せられん、貴下の言の如き豈現時の日本に求むべけんや、請ふ二十年の後を待て、乃ち僕他三郎(二十六)なる青年をフレンチに託して歸國す、他三郎後にフレデルストンに改め久しく桑港に止まり、弘化二年米船浦賀に來りし時隨伴したり、蓋し米國市民は五兵衛の渡米によりて日米貿易の議案を決し、弘化二年の來航となり、更に嘉永六年水師提督ペルリ、浦賀に來りて通商を乞ふに至りし也。

彼が當時米國に密貿易せしもの、輸出には織物、羽二重、綿類、武器、刀劍にして、輸入品は羅紗、毛氈、毛織物、獸皮、玻璃器械、時計、藥品、裝飾物等なり。

これ最も多く世に流布せらるゝ傳説にして、諸家の錢五傳多く之を傳ふ、雖も、錢屋の記録には一も前記の如き説あるなく、米國亦かくの如き史書の存するを聞かず、仔細に研究すれば、唯講談の種本として傑作ならんのみ。

前田家編纂方の編纂せる錢五傳、別に二三の異説を掲げて曰く、「錢屋の親戚清水九兵衛なる者、前日錢五の舟師たりし者の話を傳ふるあり、曰く、航海中嘗て一海鳴に到り、土人との交易を爲せり、其鳴名及び方位を詳らかにせず、唯其極めて暖國なるを覺ふ、時正月元日に當るを以て船中餅を搗て祝意を爲す、初め大阪を發する時、花降銀一萬兩を交換して齎らし往き、以て交易に資す、其買收し歸る所の物品は毛氈等毛織の類にして、歸途大阪に於て悉く之を賣却す、又舊藩士石黒堅三郎、飯森清之丞(二人皆錢五所刑事件に干與せし者なり)の話に曰く、當時錢五の家に至り、屋内を搜索し、資財什器を點檢せしに、一帳冊中赤合羽(舊藩の時藩士の家奴輩一般に着する所の雨衣なり、桐油紙製にして其色赤し、故に之を赤合羽といふ)數萬を調製せしこみを記載し、而して之を賣出せしこみを書せず、諸帳簿皆

物品の賣買出入を詳記す、而して是れ獨り其入を記して其出を逸す、是れ怪しむべきの
なり、且當時日本國中、加賀藩の外赤合羽を用ふるの國あるを聞かず、縦ひ之れありとする
も亦其需用數萬領の多きに至る者あるべからず、是れ怪しむべきの二なり、又其所藏品中
近渡の更紗類多し、當時開港以前に在て是等の品物之を何れの所より得來るや、是れ怪し
むべきの三なり、是に由て之を視れば、夫の密貿易の事必ず其實なしと謂ふ可らざるに似
たりと、又安井顯比亦加賀藩士にして錢五の事を詳らかにせる者の話に曰く、余の改作奉
行藩の農務を司る者たりし時、錢五より耶蘇の畫像の如きものを提出して曰く、吾が所有
船の航海中、異國船と相遇ふて、通行の際彼れ之を吾が船中に投ずと、其圖は耶蘇の十字架
に在て將に磔せられんとする者に似たり、其前に槍を持し立つ者二人あり、上面に横文あ
り蓋し經文歟、此事怪むべきの最なる者なり、想ふに是れ其外船と海島に相會し通商の間
得る所の者ならん、又五兵衛當時既に許多の舶來糖蓋し今の所謂棒砂糖なりを有し、之を
持して越後に適き土地の菓子商と相謀り、一種の菓子を新製し名けて『越の雪』と云、甚だ
佳味なり、蓋し彼れ之を外人より買取り其販路に窮し、私かに之を他邦に送り以て需用の
途を求めしものならん、又嘗て之を人に聞く、五兵衛航海中一の無人島を發見し、此れを以

て本邦商人の往て海外貿易を爲すの處と爲さん欲し、私に人を移し以て之を開拓す
るを計劃し、假に之に名けて錢五島と云ひしとなり、未だ其信否を保せず、雖も彼の膽略
此事なしと謂ふべからず云々』云。

前田家編輯方の調査を以てして、密貿易に關する資料の貧弱にして其悉くが傳説の記
録に過ぎざるこゝ此の如し、是に於て乎諸家の想像は更に枝葉を生じて、推論となり、獨斷
となり、捏造となりて、デゴマの如き錢五を製作せしは實に是非なき次第なりといふべく、
國府犀東氏の如きは、錢島は朝鮮近海の竹島なりと臆斷し、一步を進めて、竹島には、『加州
錢屋五兵衛領地』と刻せる標柱ありとす、甚しきは南洋の一孤島に、これと同様の標柱
ありといふものあり、桐生氏、霞亭氏の如きも、これ以上の範圍に出る能はざるに見れば、近
藤重藏の『大日本惠土呂府』を換骨脱胎して南進せしめしかに見ゆる此傳説が、如何に世
人より事實視せらるゝかを知るに難からず、而も上記の諸説多少の陰影は認むるも、何れ
も漫然傳説によりて經緯せしに過ぎざれば、これによりて五兵衛の密貿易を讀者に印象
せしめんには、あまりに無證據なり、歴史は殘忍なるこ同時に正直なり、根據なき傳説はた
こへ事實に近くとも直ちに之を首肯すべからず、惟ふに五兵衛の遣はせし船が正月漂流

せし事は事實なるべきも、漂着地は米國にあらず、清水丸兵衛の説話なるものに信を措き難き反對の記録あり、これ等によりて臆けながら研究せば、初めて密貿易の結論に到達すべきか、戸水信義氏の説は比較的正確に近し、請ふ左に之を抄録せん。

(前略)そこで五兵衛は斯く多くの船舶を率ゐて、諸國の港灣を往來して國産を販賣したので、餘國の津々浦々には殆ど加賀藩用船の見えない所のない程に盛んなものであつたさうである。

さうして五兵衛の外國に密貿易を盛に遣つたのは、丁度此沿岸の航海に通商をして居つた時代である、處が五兵衛の外國に密貿易を行ふたこと云ふ事に就ての記録も云ものは、更に遺つて居らない様だ、先年五兵衛の一族のものから舊書類を一箱、前田家の編輯係へ出したので、予も調べて見たけれども、其中には五兵衛が外國貿易に關した事に係る記事は一向に書いてない。

又五兵衛等の投獄の時分、公事場奉行であつた本多求馬佐、公事場横目淺野周左衛門からも聞いたが、家宅調べの時外國貿易の書類は更になかつたこと云ふ事だ。

是はさう云ふ譯か不思議であるが、併し五兵衛も當時外國に貿易をしては國禁に觸れ

るから、證據になるやうな書類は決して造らなかつたらうし、好し多少あつたにしても、アノ牢獄に入れられた時分に、誰かゞ焼き棄てたものでもあるまいか、是等の事は今日に於て推想し得らるゝのである、併しながら實際あつた事實もいふものは、假令へ記録に見當らなくとも、其當時の口碑傳説が證明するもので、五兵衛の外國に密貿易をした事は、隠れもなき事實である、是は世上に、五兵衛の外國貿易の事を専ら云ひ傳へて居る漠然たる話ばかりでなく、五兵衛等の處刑あつた後、嘉永六年の冬であるが、露國船が江戸へ來た時に、其船の役人共から、左の如き事を申出たこと云ふことだ。

『加州より毎年米を二萬石宛露領へ送つて來たが、近年は如何せしか來らぬ様になつたが、何卒舊の如く送りて貰ひたし』との趣意であつたこと云ふ事であつたさうである、處が其時分に幕府の坊主組頭の前田久盛といふ人から加賀藩の役人へ書状を送り越したが、其書状は必定、錢屋五兵衛に係る前記の事柄に關した件であつたこと云ふ事は、當時江戸に詰合つて居た役人より予は聞いたが、併し其時藩の方からは、如何な返事をしたものかは、是も前田家の記録には見當らないのである、が其露船より申出した加州より毎年二萬石宛の米を露領に送つた』こと云ふのは、固より五兵衛の所爲に相違な

からうし、随つて是が五兵衛の外國貿易をした一つの反證となるのである、又今より約二十年程前に予は五兵衛の孫に當る清水九兵衛といふ宮の腰町の人に逢つて聞いた事があるが、『此九兵衛云ふは五兵衛の渡海した時分に其舟師になつて居た』云ふ説があるけれども間違である、こいふのは予の逢つた時がアノ人の四十歳前だつたら、五兵衛の晩年頃には未だ生れない程である、が予は其九兵衛に五兵衛の外國密貿易に關した事柄を尋ねて見た所が、九兵衛は傳聞なりにて左の如く答へた。

『五兵衛が盛に航海して交易業を營んで居つた時分即ち天保年度の始めに、航海中不圖船は南方へ流されて、極暖い一海島に着いて、土人から何か種々な品物を貰つて來たこゝがある、それが緣故となつて、爾來始終其方面へ回漕して土人との交易した併し其島の名だの方位は詳にせないが、唯南の方の暖國であつた、さうして其交易して得た所の物は、主に毛氈の類で、是は歸り途に大阪に於て考へるに、南洋のマニラ邊でもあつたらうかと思ふ』云つて居た事がある、(中略)右等の色々な傳聞に依つて考へて見ても、五兵衛が天保弘化の頃に、北は露領沿岸へ、南は南清や南洋の各方面へ航行して貿易した事は、疑ふの餘地なき事實である。

五兵衛の舟師たりしを傳へらるゝ九兵衛は戸水氏の親しく會談せる人にて、氏の説によれば五兵衛の晩年には、猶未だ生れ居らざりし人なれば、從來世に傳ふる説が、果して九兵衛の言なるや否や怪しむべく、唯戸水氏談話中の『加州より毎年米を二萬石宛露領へ送る』云々に至つては、明かに五兵衛といはずして加州といひし所に、却つて五兵衛が露國との貿易せし形跡を仄見せしものにて、當時幕府の坊主組頭前田久盛なる人が如何なる理由によりてかは知らざれ共、御沙汰書を發したるにより、加賀藩中川典義より左の如き書面を出したり。

三月三日別廻式部より八時頃來

嘉永七年

中川典義

一右は魯西亞船去冬渡來の節、加州より米二萬石毎歲商候旨申聞候義相見候由、前田久盛よりの沙汰書に相見候、帳面相回、且つ錢屋五兵衛一件に付喜太郎永牢に而、在命之義公邊より若し御呼立等に相成候而は、甚御面倒の筋可有之、右に付重而何ぞか御刑法被仰付候而可然哉之内狀到來、返書に先達而落着御嚴刑之上、今更死刑なき、申義無謂却而公邊へ響候而も宜かる間敷御呼立に相成候時は、此方様に而之御刑法は漏一件、右之

外相知不申事、御邪魔は有之候共、右様之義有之明白に相分候へば、尙更可宜等この返書下物相廻也

安政二年毎月改の出板大成武鑑卷の四表御坊主衆之内に、下谷かや町組頭格前田久盛あり、然れば嘉永七年は安政改元の年なる故、久盛は前條の勤めならん。

此書は前田久盛の沙汰書に對し、加賀藩當事者が周章狼狽し、重役會議に附して返答を決すべく餘儀なくされし決議案の回章なるべきが、當時加賀藩の御手船を一手に引受け、航海せしは五兵衛一人のみなれば、露國へ年々米二萬石を送りしは五兵衛なる事今は疑ふの餘地あらざるべし。

然れども樺太、浦潮、黒龍江沿岸、支那、朝鮮、印度支那沿岸貿易説、竹島根據地説、南洋孤島標柱説等は五兵衛の貿易が國禁を犯せし密貿易なるだけ、證據の見るべきなく、遺憾ながら傳説に一任するより外なきが、五兵衛が米國に漂流せしこいふ傳説のみは、斷然架空の説なり、言明せざるべからず、従つて其漂流以後の米國に直貿易せし傳説の加きは、これ亦信を措くに足らざる也。

問題の起りは五兵衛の持舟が颶風に遭ふて暖國に漂流せしに基す、此事固より事實な

り、雖五兵衛が乗船し居らざるのみならず、漂着の地は日子より推算すれば米國にあらず、請ふ漂流顛末唯一の證據として、世に秘められたる河合篤治氏の東洋漂流日記を覽よ。

東洋漂流日記序

弘化二つの年九月、宮腰錢屋姓は橘氏、此家主並隠居親子共運強くして、近年至て立身有て身分も重く、格式を賜りたる家なり、此家の廻船の内一艘東洋に數月漂流せしか共、運よく異國何方へもよらずして、翌弘化三つの三月仙臺領の内へ歸帆せし始末珍らしき直咄故茲に愚昧の言の葉を以て記し置而已

弘化丙午五月

河合篤治

凡例

- 一 津輕青森より北路を登る心懸出帆の次第。
- 一 同チャウロクより走り戻りの次第。
- 一 同青森にて再東海より江戸へ登る事の次第。
- 一 松前箱館にて潮路案内の者に乗せ出帆の次第。
- 一 南部灘より仙臺灘、常州灘より下總國犬吠、端廻り、房州安房崎近にて大西風、成吹

流されたる次第。

一東洋に數月漂流の次第。

一翌年三月假道具にて歸帆の次第。

潮にて飯たくに椀を釜の底にうつむけたく事なり。

夜中時を知るには劍崎の方へ磁石を立て知るべし。

雲立方は山近きを知るべし。

東洋漂流之記

編者

水邊逸民 河合篤治

弘化乙巳年加州石川郡宮腰浦錢屋喜太郎持船、沖船頭次兵衛、水主共十三人乗、同年九月津輕青森にて荷物を仕立、北海より長州下關之登申心懸にて

此青森は津輕外ヶ濱にて上々港、町も廣く三千軒の所なり、松前城下へ海上二十五里にて、渡り口も潮路宜所なり。

九月二十四日より二十九日迄津輕外ヶ濱の内三馬屋浦滯船、此三馬屋は松前城下より渡り三りなり、松前侯御交代此所也、夜に入時は松前津輕兩濱にて火を焚、御座船の目當こする事なり。

二十九日此所出帆、尤加州石川郡大野浦丸屋傳吉持船、船頭傳三郎、水主共十五人乗、類船なり、丸屋碇二頭捨置候に付尋るため、三時後れにて出る、晦日卯の刻チャウロク邊迄登る所、酉風成據なく東へかへす。

此チャウロクミ云は津輕ガツボウミ秋田の堺なり。

同酉の刻松前大島へよる、又戌亥風に吹かはり、亥の刻二口へはまる。

大島こは放れ島なり、大島小島こて二つ有、松前城下の西にあたる、チャウロクより大島迄二十りよ、松前城下より大島迄二十り斗あり。

十月七日青森口懸る。

同八日青森着、此所にて類船丸屋並に水主共相談の上、東海より江戸へ登る事極る。

同巳の刻ウタに懸る、此所にて碇二頭きらす、翌日橋船にて上る、ウタミ云は津輕領にて南部入海の岬なり。

十七日卯の刻同所出帆、同酉の刻松前箱館浦へ着、ウタより箱館迄、夷境迄六りの所なり、註、箱館ミ云は東地にて上港、城下より二十四り。

箱館にて東海潮路案内の者を一人頼

十一月二日未の刻同所出帆酉戌風にてシイヤの端を通り、同三日卯の刻南部宮古村を通る、シイヤミ云は南部大畑の北なり、宮古は大畑より八ノ戸へ三十二り、八ノ戸より宮古へ二十九りなり、尤八ノ戸より方角南なり。

同未の刻仙臺タナの濱瀉口に懸る。

タナカ濱ミも云ふ、仙臺領の北の端なり。

同四日卯の刻タナカ濱出帆、同領小サバの瀉へ寄る、タナカ濱より小サバへ三十り。

同六日の卯の刻同所出帆、戌亥風にて同日申の刻金華山の瀉戸を通る、地方より十丁斗り離れ山島なり。

人皇四十五代聖武天皇御宇、此山より砂金を奉りし所なり、コガネ花咲山こよみし所なり、此山に明神鎮座まします、上下の船々此瀉戸を通る時、風宜しかざる時は懸り参詣し、神酒を備へる事なり、此日風宜帆二合下げ、神酒樽を海に流し、海中に禮をなして通る事なり、是を禮帆ミ云。

又此山の根に住、生海鼠なまこ金砂を喰ふ故、夫を煎海鼠いりこに製する故、金海鼠きんこミ云、又此所より石ノ巻へ十り。

同八日鹽屋の瀉にあたる、此瀉にてアカの通少々出來す。

金花山より此所迄五十四り、船手の言葉に海中沈み岩を瀉ミ云、仙臺領の南端なり。

同日午の刻北風に成、同申の刻中ノ作へ瀉入する。

當國の内にて常州境安藤對馬侯の御領分なり、當年此中ノ作は寅向にて至てあしき場所なり、因茲に惣綱十四房を以繋ぐ、當國米不作、米高直なり、依而此所にて津輕米千二百俵賣拂、此内白米並に餅白米共百俵斗り積交居る。

津輕米金一兩に六斗三升三合、白米を金一兩に五斗六升替餅白米金一兩に五斗三升三合替に賣拂ふ、是主人の運強き所なり、積居候共海中へ打捨り申米なり。

同二十四日巳の刻此所出帆。

同二十五日卯刻常州中ノ港へ乗、是川港なり、此所大船はいらず、午の刻北風に成、午向にて下總國犬吠が端かはる。

註、此所は常州境なり、此端へ房州女郎崎みながさきより三十六り、さすれば最早女郎崎へ二十り斗り、女郎崎乗候得ば江戸内海へ入に付灘治なみぢ之なき所。

同夜子の刻酉風ミ成辰巳之方へ吹流さる。

十一月二十六日卯の刻日本山見えす。

二十七日酉戌風にて船つかず、又未風なり、午の刻に子向に走る、松前スハラの永代丸犬吠が端より類船の所是こも放る。

二十七日申の刻船頭次兵衛水主五人髪を切る、金比羅大権現へ助命心願の爲船手の者髪切例あり。

碇四頭ツカシの爲追々捨てる。

米も舳ツカシに追々捨都合二百俵も捨る加賀芋三房残る、加賀芋も二房捨る、丸口船へ碇一頭カシ置、何分酉風にて波高きここいはん方なし、併暖地故働自由也。

二十八日御クジを取所、十二月三日より六日迄の日和御告有。

十二月三日未の刻水主残七人残らず髪切るなり。

同日々和なり寅風

同四日戌亥風是より卯の方へ走る。

同五日辰の刻昆布千駄打捨る。

同六日辰の刻櫓切捨る 櫓

同七日酉風になり楫をこす、同未の刻艦ごらる。スハラの永代丸云は九州肥前船にて松前へ預け置云ここなり。

同八日酉風、水は地方の水は澤山あれごもそろ／＼潮水を煎じ候事を初める。

潮を煎じるこ云ふは釜に水一ぱいを入、桶を直スイノウを置露を取る事なり、一斗餘に三斗される、然るこきは潮氣一向是なく、わかし吞共水よく味よく、随分腹中補用に宜よし。

又大洋六十尋も下る水のよし誌書にある、此事も船々粗聞居る故徳利に口を指、口に小繩を付、徳利をも繩を付、又重りを付下へおろし、下へ届候時分小繩を引候へば口これ水詰る故、上の潮入らず故其義いたしけれごも、やはり潮の由申聞る、併一口にては埒明かず、誌書に云置は、はりたる樋に大口小口二つ有物を下げ、右の如くいたせば下にて詰るこ書置なり、併此義もためし見ずしては如何ごも知れがたし。

一十一月二十七日より三七二十一日の間心願の爲ケツサイに仕候事ご申す、スハラの永代丸十二月十日頃豆州下田浦潟入仕候由。

此船八丈島近迄流れけれ共、又風よく地方へ歸帆いたせしなり。

一十二月十二日酉風大吹五尺さるる船中へ大波打込三尺斗船潮たまり寢所へ一尺ものり候へども暖氣故其後波靜まり船中働かへ捨候事なり。

十二月二十三日頃より洋中にて鯨並に鰐しんらを見付船中鋒ヤス並に釣等にて取こむ。

洋中の方角知れざる所に箇様に魚杯居すこ云事諸書にあれども是又見ざる事故誌書に書殘し置事は慥ならず。

計らず大洋にて越年弘化三丙午年こ成正月元日上日和になり候由にて雜煮餅を焚本膳を出し船頭水主禮式を以て祝ふこ云此時甲五尺斗りの龜浮上りけるに付餅三切與へけるに殘らず喰けるよし是無事に歸るべき吉瑞なり此時船中の者拾一枚にて居候へ共單物にても隨分宜氣候なり我朝にては異國へ行事を禁じ玉ふ故博識も大洋の事は知らざるなり大清杯にては異國何方にても博識の者の歴々杯慰みの爲勝手次第に出るなり夫故崎陽清朝着船の節二百人も乗居るなり是によりて崎陽にて商賣人こて能筆もあり又詩作杯も面白くいたせしなり誠の船頭水主の類ならば箇様の者有べく道理なし皆別人物なり我朝の博識は方角等の事も一向不案内なり太閤記の作者加藤清正侯白登山の流れの大河を越兀良哈へ亂入のこき我朝の者居合大日本の芙蓉峰見

ゆこいへり又貝原篤信は是を薩州開門ヶ嶽こいへり林子平は是を夷地の西海中に有リイシツこいへり但し圖に當れり五十里より餘にては見えざる者なり併向ひのあて大きなればこ迄も目の届く事もあり又伯州の大山こいふ説もあり。

日本平戸より朝鮮山を折々見るこ云是も大體五六十位考へるなり夫いかゞこ云に對州府中より釜山浦へ四十八りこいへども鰐浦きやまかやま釜山やまかやまの分ち知るゝこいへり左すれば大體右の如くこ思はる。

加州石川郡宮腰浦高崎屋棹某に八丈島風土を聞しに彼島に赤フジ云高さ五十丁の山ありしに此峰より快晴のこき北の無人島見ゆるこいへり是不審に付其山へ自身登見たかこ云へば左にては是なく只彼島の人物申居候由覺束なき事なり。

ケ様に近ければ公儀より開き玉ふ事なり折捨在は里程遠き故なり尤ケ様に近ければ是迄打捨置べき道理なし八丈島へ渡りしは鎮西八郎爲朝末にては流人なれども浮田侯杯渡海ありし故是ひが事なり。

島谷兩家並に中尾に被爲仰付御當代になりても延寶三年崎陽にて船仕立を作り豆州へ廻し玉ひ江戸表より大工杯つかはさせられ見せ玉ひ閏四月五日豆州下田を出帆し

東洋をさぐり彼島に至り、島の大小天度の高下を計り、草木産物採詳にして残らず繪圖に寫し、六月二十四日豆州へ歸帆。

卷末數葉脱落の形跡あり、凡例に明記しある、『翌年三月假道具にて歸帆の次第』に關し、記載なきは遺憾なれども、此記録によれば、漂流は天保三年にあらずして、弘化二年十一月二十六日犬吠が端より烈しき西風に吹き流され、爾來翌年三月迄、即ち約五ヶ月間海洋中に漂流し、假道具にて歸帆せらるしなり、假道具は如何なる地にて整へしか、正月元日單物にて宜しき氣候は如何なる所ぞ、文中場所を明記しあらざれば、南洋の一孤島も亞米利加の沿海州も想像すれば爲し得らるべし、然れども氣候の關係、航海の日數等より考ふれば、斷じて米國にあらずして南洋ならざるべからず。

此航海に五兵衛の乗り居らざりし事は、文中喜太郎持船云々のみありて、其乗船を記さざるによりても明かなるべく、又予の調査する所によれば、六十年以前の五兵衛は常に船に乗じて水夫を督せしも、六十歳以後には使用人を信頼し、己自身は決して乗船せざりしなり。

以上記する所之を綜合すれば、五兵衛の密貿易は事實にして、對露貿易は加州藩默許の

姿なりしなるべく、南洋漂流も亦事實なれども、米國漂流説も五兵衛其人が船も共に漂ひしこいふは無根なりこいふに歸す。

密貿易こいふ結論は一なれども、歴史は傳説も實際もを取捨するの權威を有せざるべからざる也。

第十章

晩年の樂みは十七文字

錢屋一家の風流韻事

世に俳人ミ稱するあり、國字を以て聯句を屬し、以爲らく崑山を探りて立珠を得たりミ、妄意筆を援つて初學の句を雌黃し、自ら高くして世に垂き、風月の興、我獨り得たりミなし、つゝ、一生實世界外に醉生夢死す、幽玄の人を以て任ずミ雖も、活世界に記憶せられざるを以て、忘らるゝ必要もなき人なり。

商人往々我利を主とし、財用を本とし、毫末の利を争ひ、名教を忘れ、學術を解せず、黄金の爲には水火を蹈んで敢て辭せず、焦心勞思、忙々碌々、駒隙光中殆ど總てを謀生の爲に誤られ、自ら己の人格を認めざるを以て、亦黄金以外世人の記憶に上らざる人あり、貧賤にして仁義を語るは羞るに足るミ雖も、富みて修養を知らざるも亦人にあらず、斯の如きは二者共に謬れるの甚しきものゝみ。

蓋し富に經業なく、貨に常主なし、能者は輻輳せしめて不肖者は瓦解せしむ、是を以て智者は取與するに時を以てし、息財富んで其樂みや王者に同じ、之を名けて素封といふ、而して其樂みの詠歌となり、音響なるものは詩なり、歌なり、俳句なり、詩や、歌や、俳句や、物に感じて言に形はるゝの餘りにして、心の感ずる邪正、言に形はるゝ是非、聲律に出で、度すべからず、こすれば、身を脩め家に及ぼし、天下を平均するの道、亦他に求めずして此にあり、富で歌詠を知らざるもの、歌詠に囚はれて經濟を知らざるものは、共に眞意義に於ける人世に交渉なき所以の理も亦、是に於て乎存ず。

五兵衛は生涯を通じて活動に終始せし人、世人往々謂へらく、四六時中黄金裏に出没せしならん、豈料らんや、彼は啖人鬼、有財鬼の屬にあらずして、經濟の人たる半面には風流歌詠の人たりしならん、こは。

五兵衛雅號を龜巢といひ、一に松風軒を號す、凡ての風流韻事に對して、多く其趣味を解せしも、中に就て俳諧の一道は最も深く嗜む所なり。

芭蕉堂三世千崖が北陸行脚は文政六年より翌七年にかけてなるべし、千崖は終身行脚せし人なれば、北陸に來りしは此時のみならざりしならんも、文政六年に宮腰へ來りし時

に五兵衛を合せしむすれば、五兵衛當年五十一歳なり、當時彼は錢屋又五郎の建設せし橘仙堂、或はいふ橘芳齋の建てしものなり、こに時雨庵、水音舎なごいふ俳人、こ會して運座吟詠せしにより、千崖も亦橘仙堂にて句會せしなり、當時句あり。

橘仙堂に會して

鶴をりる郭見わたして雪の華

巨泉

咲くはずの梅をひかへて年の暮

龜巢

ゆこりある口ぞ雪に浪の音

千崖

文政庚寅は改元天保元年にて五兵衛五十八歳なり、同年刊の『花供養集』に、宮腰より唯一人出せる五兵衛の句あり。

湯あがりのまゝに向ふや夕櫻

龜巢

天保三年春は五兵衛六十歳、誤れる傳説の五兵衛が航海中颶風に遭ふて米國に漂着せり、こせらるゝ年なり、而も五兵衛は此年家にありて海上の人にあらず、天保三年壬辰刊『花養集中』宮腰俳人九名の俳句を掲載す、中に五兵衛の句あるは、豈傳説に對する一大皮肉にあらずや。

眼のだるき折ふし花の散にけり

龜集

天保七年の元旦に曰く、

宸旦

六十四年今朝若水のかるくし

龜集

一吟六十四年の壯懷を吐露し得て、餘りあるを見ずや、彼が奉佛の念厚きは人の普く知る所なり、天保八年の元旦に曰く、

四海波靜かなりけりうたひぞめ

龜集

彼は斯の如く、五十歳頃より指を斯道に染めつゝありし事は、上述の如く明かなるの事實なるも、其好んで短冊に染め、或は色紙に畫贊にものしたるは、多く七十歳を超えたる後なるが如し、五兵衛齡已に古稀を過ぎ、寺中村に別宅を構へて隱栖し、商略の樞機を處理しつゝ、風月の情を弄す。

田作りて此庭せまき御慶哉

七十二龜集

うてはやせ世に名をうれよ浦の春

七十二同

風は涼し一軸を拜領し眞清水の月さあればいよく清水の家名も

ミカさんや

ほこぎす折も折から月清水

七十二同

正月四日御禮に出て

雪に杖さして四方見る年賀哉

七十四同

初鶏やさらに世話なき臺所

七十四同

萬代を腹一ぱいの雜煮哉

七十四同

風はよそ雨はしきく杜若

七十四同

見歸つてあすこはいははじ夕櫻

七十四同

這のほる巖たのしや苔清水

七十六同

右の内『萬代を』の句は宮腰俳人の句と共に摺物として當春を彩られしが、中に霞堤の句あり。

轉た手の跡もあるなり小松曳

霞堤

霞堤は五兵衛の長男喜太郎なり、大阪の俳人柳年が三五年も錢五の家に寄宿し、盛に斯道を鼓せし事や、梅室、江波、梅通、春湖なきが常に留寓せしこゝが、終に錢屋の一門をして風

流に親ましめしなるべし。

嘉永二年己酉は五兵衛七十七歳なり、歳旦の吟懐に曰く。

己酉春

七十又加七。

依然舊白顔。

仰欣高壽色。

白立二山間。

かくまでの御代のめぐみやかつきはし 龜巢

第三章に訂正せし如く、傳説は五兵衛を八十二歳にて没せしこなし、其生年を明和八年
こせり、此傳説の如くなれば嘉永二年には五兵衛七十九歳たるべきに、曩に立證せし如く、
錢屋の過去帳によれば、彼は安永二年十一月二十五日に生れし也、今又五兵衛の吟懐自ら
己酉の春を七十七と稱せしに見れば、傳説の無稽なる事愈々明かなるにあらずや。

嘗に此吟懐のみならず、天保八年丁酉は、傳説を本とすれば五兵衛六十七となるべから
んに、安永二年生れの六十五歳が正しきを以て、五兵衛自筆の歌に曰く。

丁酉正月二日試書

定めなき世に六十五としを重ねしは

神と佛の恵みたのしき

松帆樹龜巢

嘉永二年の「春興摺物」に五兵衛父子の左の吟あり。

雨風をなだめてかすむ野一ぱい 七十七龜巢

掃よせて置くや餘寒のこほれ炭 霞堤

同年春刊起翠臺江波編『花の賀集』に左の二句あり。

曙や使またせて柳折 龜巢

雪の風夜風にかはる氷柱哉 同

嘉永四年刊梅室編『題英發句集』中に左の一句を收む。

降る雨をふもこに見るや夕紅葉 龜巢

弘化より嘉永に至る間ならんか『四季の句寄』として梓せられたるもの數篇、中に五兵
衛父子の句あり、其一に曰く、

粟の穂こそよぎ合けり岡の雲 龜巢

浪花の光景に旅心を忘れぬ

稻妻や橋を見るここ十ばかり

霞堤

其二に曰く、

打水の追洗はせよ軒端□

霞堤

朝へこす酒の酔あり杜若

龜巢

其三に曰く、

燒海苔や峠こまりの朝薫り

霞堤

初鷄や猶も心のしめくゝり

龜巢

其他五兵衛の句こして人口に膾炙するものに左の數首あり。

節分や鬼もちこまで酒の爛

龜巢

元日や戸毎にまこう鶴の聲

同

土の目もふき出すやうな春の風

同

吹き來るはなにはの梅の香哉

同

もう水に一尺ばかり柳哉

同

年玉やまづ懐のあたゝかき

同

鐘の聲枕にひゞく秋の風

同

布袋贊

いくらでもうけ込でおく布袋腹

同

白嶺集第三十八卷に松田芹齋氏方にて即興附合の半歌仙あり、中に五兵衛の附句に曰

たまで逢ふ挨拶よりも笑顔にて

龜巢

約束だけはそろふ牡丹見

竹吾

五兵衛には別に喜多船なる雅號のありしやうに傳ふるものあれども、喜多船又北舟も書くは本吉(今の美川)の俳人にして龜巢、こは別人なり、年風編『其如月』に。

鳴きじの見おろす岩の出ばり哉 加賀本ヨシ北舟

江波編『東ほふらい』に、

あこさきも見こす雲雀の天氣哉 本吉喜多船

こあるものは是也、或は喜太郎が妻女の父なる本吉妙觀堂次郎兵衛が喜多船といひしにあらざるか、かくて姻戚の關係より五兵衛と混稱せられしものなるやも料られず。

喜太郎、俳號を霞堤、別に拾翠園と稱し、又單に翠園とも唱へ、晩年荷汀の二字に改む、天保初年刊行の俳書中に、早く霞堤の名の載せられあるを見れば、少壯時代より斯道に嗜好の深かりしを知るべく、天保三年『花供養集』に載せられたる左の句の如き、實に少壯時代の句也。

鶯や畑まばらな一在所

霞堤

弘化の末年より嘉永初年にかけての句寄摺物類に、喜太郎の句を載するもの多し、其中より拾ひ集めんか、左の如き句あり。

蓮翹や日にうら表なしに咲

霞堤

見る木の間はづれて水に春の月

同

訪はれずこまゝよ見送る花の旅

同

轉た手のあこもあるなり小松曳

同

稻妻や橋を見るここ十ばかり

同

打水の追洗はせよ軒端□

同

掃よせて置や夜寒のこほれ炭

同

以上の句中前に掲げしものを再掲せしもの多きも喜太郎の句を主として集むるにより、今重複を厭はずして録す。

『十景細見』といふ句集中に。

増泉森蟬

山寺の淋し氣もなし蟬の聲

宮コシ栖霞

孤松時雨

しぐれ来る夜や低う松の音

同 素由

一しぐれ背負ふてはしる檜笠

同 其融

養鷄やしぐるゝ度を水の中

同 雪耕

山科暮雪

先立の仰山いふや雪の道

宮腰 霞堤

以上五首の中、素由は五兵衛の二男佐八郎の雅號也。

嘉永二年刊『花の賀集』には、喜太郎の五句と佐八郎の一句を掲載す。

白魚や松葉は塵の外の色

霞堤

きじ啼や御城の壁の水うつり

同

よい程になつては燃る蚊やり哉

同

稻妻やひたひに障る柳の葉

同

ふぐ汁や角に入て来て仲間入り

同

仰向てたゞすむ鶴やかすむ畑

素由

嘉永三年刊『白根集』には左の五句あり。

春の雨あかるうなりぬ晝の鶏

霞堤

晝顔のしめりこゞくや運び雲

同

朝顔や見られぬ色のある來時

同

火を焚ば庵の背高し冬の月

同

窮屈な行儀つくつてきそ初

素由

『題英發句集』には、上記『花の賀集』に出でたるものゝ外次の四句を見る。

折て行あこや野梅の一にほひ

霞堤

竹植てきのふにかはる嵐哉

同

散たのでさかり見えけり萩の花

同

みそさゞいかけて見たより靜也

同

嘉永五年刊『花の賀集』には、左の五句あり。

積柴の音や夜寒のはなれ口

霞堤

涼しさを見おろす崖の小藪哉

同

中空に月ある山は雨ながら

同

背くらべにゆれ居る菊や壇の外

同

雪竿や松をはなれて見る青み

同

嘉永五年は其十一月五兵衛が牢死せし年にて、喜太郎も亦入牢の身なりしが、其後孝女千賀女の誠意届き、出牢の身となりしより、元より好む道にてもあり、殊に千賀女、幼より才思他に勝れ、俳諧は其の好む所なりしにより、喜太郎亦再び心を斯道に寄せし也。

嘉永七年刊『梅通追善句集』に。

初冬を聞氣になるや雨の音

荷汀

水仙や見たよりつよき咲ちから

千賀女

落の葉の起きあがりたる時雨哉

柳年

柳年は當時錢屋に寄寓し居りし大阪の俳人俵屋なり霞堤此頃より荷汀を改む。

手拭をよつに疊んで燕子花

春湖

垣根も夏のうつる雨晴

荷汀

墨流し鳥の子紙のよく受て

湖

そこらに馬は繋がせぬ筈

汀

立まはる程すゝやかに月の秋

湖

わつさりこした毛見の來らるゝ

汀

春湖永く錢屋に寓す萬延元年秋九月一たび宮腰を去る當時送別の吟あり。

留別

加賀笠に出立のはえも菊の花

春湖

送別

神かけてあこ見送るや秋の旅

果栖

新薬の道和らぐやおのづから

桃賀

ふきわけるはて迄見たし秋芒

千賀女

無事いふて菊に別るゝ且哉

素由

秋もやゝ白嶺の雪に別れ哉

荷汀

折にふれ木槿ちぎつて別れけり

柳年

千賀女は五兵衛の孫喜太郎の長女なり資才清雋綺思溢るゝが如く春湖柳年を師とし
て最も俳事を嗜む病を得て山中温泉にあるや

せつかれて温泉に入る頃や時鳥

千賀女

實情三誦に値すべし。

燕子花咲て隣の嫁を見る

千賀女

初鶏にしはしは雨もやみにけり

同

つめたしこ見ゆるや霧にそふ光り

同

飛でからさだまる聲や庭の虫

同

はるゝ、こ行く道にさくあざみ哉 千賀女

かりそめの世をうきぐさのしけり哉 同

朝顔は見に来てからもさきにけり 同

入相や時雨にかはる温泉の香 同

閑古鳥人静まれば軒の風 同

家の内はこりもみださす麥の秋 同

紅梅や磯の家にも鈴の音 同

さちらから踏でもゆかし草清水 同

なき其遺吟也。

千賀女山中湯治中、父喜太郎より送れる一卷の書帖に、春湖の序したりこいふを見るに左の文あり。

拾翠園のあるじ、さゝやかなる一まきを造りて、孝子千賀女の山中湯治のほぎの慰みこて携へられたり、おのれもおなじ湯けたに伴はれて、舞雩の詠をこもにすれば、ちなみに是がはしに書せよこなり、をみなの手土産には、髪のかざり、衣の清らかなるをこそおく

りもすべかりけれ、さるを千賀女針線のいこまに、はいかいの淡泊なる一ふしを好まれければ、名流多達の筆の跡もこめ集めて、風月の助けこもなしてんこ、子を思ふ人の心入なるべし、佐保姫の春過ぎて、若葉にほこぎす啼き、龍田姫の紅葉散て、雪に河豚煮る四の時はいふまでもなく、人情世態山水花鳥にいたるまで、笹の霰のさらゝ、こ、一筆走らせたらんには、髪のかざり、衣の清らなるにもまさりて、永く玉匣にをさめて家の寶なるべし、帖のぬしの心をくみて、聊事のよしを書添ふ。

山中の若葉の色も湯の景色

春湖

春湖の自筆今に尙存す、亦一門の情趣を窺知すべからずや。

『本章、藏月明氏著、龜巢考に據る』

第十一章

松任染の盛衰

これも密貿易の史料なり

後越に遊びし人に雪白の菓子之を口にすれば忽にして解くるこも雪の如く其味や甘露に似たる『越の雪』を稱する菓子を知らん、これ錢屋五兵衛が棒砂糖を密輸入し其賣捌に窮して發明したりを稱せらるゝ菓子也。

加賀に遊びし人にも雖も、松任染を知らざる人多からん、何となれば松任染は今や微々として振はざればなり、然れども此染物が錢屋五兵衛に關係あり、當時は非常に盛なりしこいへば、錢五傳中逸すべからずして、彼と共に其盛時を偲ぶも亦歴史の義務ならずや。

抑も松任染は、文化年中、錢屋五兵衛が四十歳前後の頃、能美郡國府村の人、國府屋傳右衛門、通稱紺屋傳右衛門、略して紺甚といふもの、同人の祖先は小西家の臣と見え、小西行長の位牌を近年迄子孫奉持せり、松任町の水が染色に適合せるこもを發見し、熱心研究、苦心慘